

地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン素案 (概要)

個人情報保護・知的財産に関する
検討 チーム

1. 目的

1.1 目的及び適用範囲

- ・本ガイドラインは、行政機関等において保有する地理空間情報の活用推進と個人の権利利益保護の両立を図る観点から、地理空間情報に係る個人情報該当性、個人情報を含む地理空間情報の提供・流通を行う際の個人情報保護法制に基づく適正な取扱いを行うための指針を示すことにより、情報を提供する側も利用する側も安心して地理空間情報の利用・提供ができるようにすることを目的とする。
- ・本ガイドラインは、行政機関等が取扱う地理空間情報を当該行政機関等の内部で利用・提供する場合、他の行政機関等に提供する場合及び行政機関等以外の第三者に提供する場合を対象とする。

1.2 本書の位置付け（性格）

- ・地理空間情報活用推進基本法第 15 条において、「国及び地方公共団体は、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、個人情報の保護のためのその適正な取扱いの確保」のための施策を講ずるものとする旨規定されており、地理空間情報活用推進基本計画においては、地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインを策定することとされている。
- ・法制上の位置付けが明確ではないプライバシーの概念については、一部の事例を除き、取り扱わない。
- ・本ガイドラインは、法的拘束力を伴うものではなく、あくまで行政機関等が保有する地理空間情報の利用・提供を行う上で望ましいと考えられる個人情報の取扱いに関する標準的な考え方を整理したものである。

2. 本書の読み方

- ・本ガイドラインで対象とする地理空間情報とは、基本法第 2 条第 1 項に規定する①空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。）又は①及び①の情報に関連づけられた情報からなる情報をいう。具体的には、基本計画第Ⅱ部第 2 章 2 に記載されている「土地利用図、地質図、ハザードマップ等の主題図、都市計画図、地形図、地名情報、台帳情報、統計情報、衛星画像等の多様な情報」が該当する。
- ・特に本ガイドラインでは、代表的な地理空間情報として、地図、台帳情報、統計情報、空中写真、衛星画像を対象とする。

3. 個人情報保護の観点から何らかの措置が必要な地理空間情報かどうかの判断指針

3.1 地理空間情報における個人情報保護の考え方

- ・行政機関情報公開法等に基づく個人情報に係る開示可否判断が争点となった判例及び国の情報公開・個人情報保護審査会の答申や地方公共団体における個人情報保護に係る諮問機関の答申から、地番や住居番号等の特定の土地や建物の所在を示す地理空間情報であって、特定の個人との結びつきやその居住等の事実と関連づけられたものは、基本的に個人情報であるとして取り扱う必要がある。
- ・地理空間情報については、GIS上で管理・表示することによって、多くの情報とのデータマッチング、空間解析、多様な描画表示などが可能となる。一般に、個人識別性のない複数の地理空間情報が、GISにより、データ処理・描画表示がされたとしても、個人識別に至ることはないが、複数の地理空間情報によるデータマッチングやデータ解析を行うことにより、個人の識別には至らないものの、ある特定の個人が極めて少数のグループに絞り込まれる場合があるため、個人の権利利益を侵害することがないように、必要に応じデータレイヤの分離の措置を講ずるなどの留意が必要である。

3.2 個人情報保護法制に基づく地理空間情報の提供可否判断フロー

地理空間情報の利用・提供の可否を判断する基本的な考え方をフローチャートとして整理した。(次頁 図参照)

(第1段階)

- ・ある地理空間情報単体について個人情報に該当するかどうかを判断する場合には、まず当該情報単体について特定の個人を識別することができるか否かという観点から判断を行う。

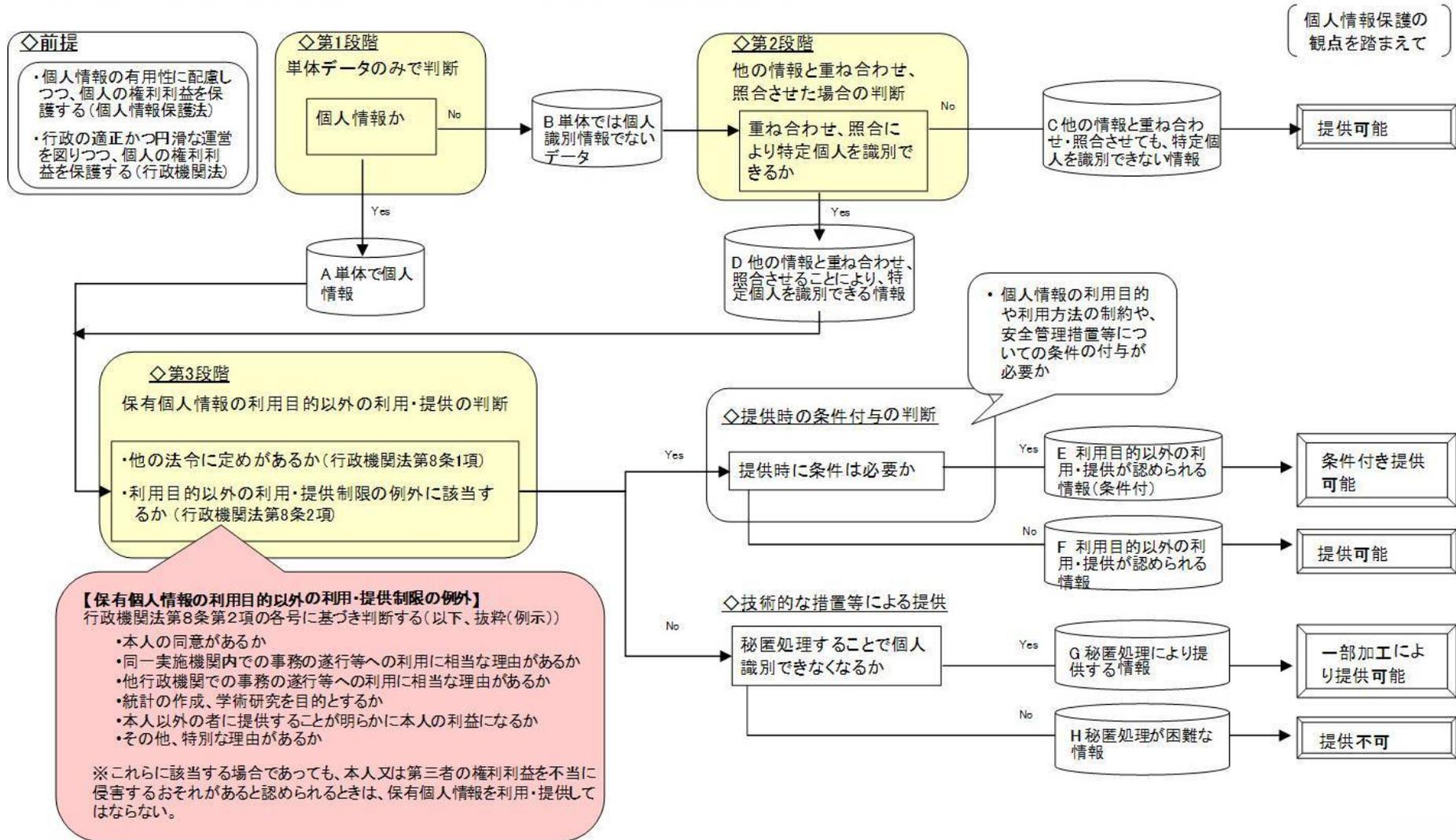
(第2段階)

- ・単体では個人情報に該当しない情報について、他の情報と照合させた場合に、特定の個人を識別することができるかどうかについて判断する。

(第3段階)

- ・個人情報に該当すると判断された地理空間情報は、原則として本来の利用目的に限定して取扱われなければならないが、
 - ①行政機関個人情報保護法第8条1項に基づき法令に基づく利用・提供を行う場合、
 - ②行政機関個人情報保護法第8条第2項各号に基づき利用目的以外の目的のための利用・提供を可能とする例外規定に該当する場合への該当性に関する検討が必要となる。

図 行政機関個人情報保護法に基づく地理空間情報の提供可否判断フロー



なお、行政機関個人情報保護法第 8 条第 2 項による保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の判断に関する規定内容は以下のとおりである。

i) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
(行政機関個人情報保護法第 8 条 2 項 1 号)

本号では、個人情報を利用目的以外の目的のために利用・提供することについて本人の同意があるとき、又は本人に提供するときには、利用目的以外の目的のための利用が認められることが規定されている。

ii) 同一の行政機関内における利用
(行政機関個人情報保護法第 8 条第 2 項第 2 号)

本号では、行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて「相当な理由」が存するときには、行政機関内部における利用目的以外の目的のための利用が認められることが規定されている。

iii) 他の行政機関等への提供
(行政機関個人情報保護法第 8 条第 2 項第 3 号)

本号では、他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて「相当な理由」が存する場合には、他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体への利用目的外の目的のための提供が認められることが規定されている。

iv) 行政機関等以外の者への提供
(行政機関個人情報保護法第 8 条第 2 項第 4 号)

本号では、i) ～ iii) に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて「特別の理由」のあるときにおける行政機関等以外の者に対する提供等利用目的外の目的のための利用の制限に係る例外事項が規定されている。

(その他)

- ・第 3 段階における判断を経て、個人情報の利用目的以外の目的のための利用・提供が可能と判断された場合であっても、条件付与の必要性に応じて、情報管理の観点から、個人情報の利用目的や利用方法の制約や安全管理措置等の条件を付与することが必要なときがある。

- ・利用目的以外の目的のための利用・提供が適切でないと判断された場合であっても、個人識別性を有する部分を秘匿するなどの措置により利用・提供が可能となるときがある。

4. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方

- ・個々の地理空間情報の情報提供のあり方について、以下の4分類ごとに典型的な事例を取り上げ、個人情報該当性の考え方、具体的な利用提供の判断等を紹介している。
 - ①地図
 - ②台帳情報
 - ③統計情報
 - ④空中写真・衛星画像

5. 地理空間情報の提供・流通にかんがみた段階別の個人情報保護対策

5.1 整備段階における対策

- ・地理空間情報の整備段階における個人情報保護対策として、以下について解説している。
 - ①個人識別部分の有無等を判断
 - ②本人の同意を得る措置
 - ③特定した個人識別部分を地理空間情報と分別して管理できるように整備
 - ④個人情報保護の主管課や諮問機関へ相談の各プロセス

5.2 管理段階における対策

- ・地理空間情報の管理段階における個人情報保護対策は、各行政機関が定める指針や管理規則等に従って適切に処理することが求められる。本節ではGISを用いた管理に着目し、以下について解説している。
 - ①GIS 主管部署による支援
 - ②アクセス権限の管理
 - ③アクセスログの取得

5.3 提供・流通段階における対策

- ・地理空間情報の提供・流通段階における個人情報保護対策について、利用・提供する以下の主体ごとに解説している。
 - ①同一行政機関内で利用・提供
 - ②他の行政機関への提供
 - ③行政機関以外の者への提供
- ・技術的な措置等の方法として、加工措置等によって個人識別部分を秘匿して提供する方法について解説している。

6. 国の行政機関や地方公共団体の取組事例

国の行政機関や地方公共団体における地理空間情報の整備、管理、利用・提供の各段階における特徴的な取組み等を紹介している。

地理空間情報の活用における個人情報の取扱い
に関するガイドライン素案

平成 22 年 3 月

個人情報保護・知的財産に関する検討チーム

目 次

1.	目的	1
1.1	目的及び適用範囲	1
1.2	本書の位置付け（性格）	2
2.	本書の読み方	3
2.1	用語の定義及び関連法令の概要	3
2.2	本書の構成、使い方	5
3.	個人情報保護の観点から何らかの措置が必要な地理空間情報かどうかの判断指針	7
3.1	地理空間情報における個人情報保護の考え方	7
3.2	個人情報保護法制に基づく地理空間情報の提供可否判断フロー	8
4.	主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方	15
4.1	地図	15
4.2	台帳情報	20
4.3	統計情報	27
4.4	空中写真・衛星画像	29
5.	地理空間情報の提供・流通にかんがみた段階別の個人情報保護対策	31
5.1	整備段階における対策	31
5.2	管理段階における対策	32
5.3	提供・流通段階における対策	33
6.	国の行政機関や地方公共団体の取組事例	38
7.	その他	42

Q & A 集

1. 目的

1.1 目的及び適用範囲

行政機関等が保有する地理空間情報は、主に行政機関等内部での業務利用を目的として整備されるものであるが、提供・流通の促進により、国民が地理空間情報を活用した多様な公益的サービスを楽しむことが可能となるほか、情報の二次利用を促進することにより付加価値の高いサービス等の創造が期待できるなど、幅広い分野において大きな便益をもたらさうる貴重な資産である。

地理空間情報活用推進基本法（以下「基本法」という。）第3条第1項において、地理空間情報は、「基盤地図情報、統計情報、測量に係る画像情報等の地理空間情報が国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を図るための不可欠な基盤」である旨位置付けられている。また、地理空間情報活用推進基本計画（以下「基本計画」という。）においては、地理空間情報を、ユビキタス社会の情報基盤として位置付け、国土の利用、整備及び保全の推進、行政の効率化・高度化、国民生活の安全・安心と利便性の向上、新たな産業・サービスの創出と発展など、さまざまな場面で地理空間情報が活用される可能性が指摘されており、誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使ったり、高度な分析に基づく確かな情報を入手し、行動できる「地理空間情報高度活用社会」の実現が提唱されている。

こうした中で、地方公共団体は、基本法第5条の規定により、地域の状況に応じた地理空間情報の活用の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。地理空間情報の具体的な活用例として、電子化された地理空間情報を複数の行政部局間で共有することによる業務の効率化・コスト削減や行政サービスの向上（行政情報への迅速なアクセスの実現等）、庁外の地域防災関係者（地域防災組織、民生委員等）との間で共有することによるきめ細かな防災対策の実現等が想定される。また、地理空間情報を広く一般に提供することによる効果としては、それを活用した民間事業者による多様なサービス（観光情報の提供、歩行者の移動支援等）の実現が期待される。

地理空間情報高度活用社会の実現に資するため、基本計画において、国は保有する地理空間情報を積極的に提供することが必要であるとされ、また、地方公共団体においても保有する地理空間情報の提供が促進される必要があるとされているところである。提供・流通が可能であるにもかかわらず行政情報として行政機関等の内部利用にとどまっている場合には、有用な資産を十分に生かしているとはいえず、地理空間情報の利用・提供の妥当性を有すると認められるときは、広く一般に共有可能な環境が整備されることが望ましい。

一方、行政機関等が保有する地理空間情報は、幅広い行政分野にわたる多様な情報が含まれることから、当該情報単体で個人情報に該当する場合又は他の情報と重ね合わせ、照合させることにより個人情報に該当することとなる場合とがあるため、利用・提供に当たっては、個人の権利利益保護に十分留意する必要がある。

行政機関等が保有する地理空間情報には、地図、空中写真、台帳、統計など多様なものがあり、また、紙ファイルで保存されているもの、電子化されているもの、データベース化されているものなど管理形態もさまざまなものがある。地理空間情報は、空間上の位置情報又は空間上の位置情報及びそれに関連づけられた情報によって構成されるため、特定の個人との結びつきや個人の居住・生活の実態と密接な関連を有することが多いことから、一般的な行政文書と比較して個人情報該当性について慎重な判断を要することが多い。しかしながら、現状では、個人情報該当性の判断に係る具体的な指針が確立されていないため、地理空間情報の利用・提供にあたり躊躇がみられるなどの阻害要因が存することが指摘されている。地理空間情報を安心して提供・流通させ、社会的ニーズに応じた利用を行うことができるようにするためには、それぞれの活用場面ごとに個人情報保護法制（2.1に詳述）に基づき、個人情報該当性、利用目的以外での利用・提供を行う妥当性等について適切に判断し、必要な措置を講じることが重要である。

本ガイドラインは、行政機関等において保有する地理空間情報の活用推進と個人の権利利益保護の両立を図る観点から、地理空間情報に係る個人情報該当性、個人情報を含む地理空間情報の利用・提供を行う際の個人情報保護法制に基づく適正な取扱いを行うための指針を示すことにより、情報を提供する側も利用する側も安心して地理空間情報の利用・提供をできるようにすることを目的とする。

なお、本ガイドラインは、行政機関等が取扱う地理空間情報を当該行政機関等の内部で利用する場合、他の行政機関等に提供する場合及び行政機関等以外の第三者に提供する場合を対象とする。

1.2 本書の位置付け（性格）

基本計画においては、現状の課題として、「国や地方公共団体は、それぞれの行政目的に応じて様々な地理空間情報を整備・保有しており、その中には行政の他部局や社会一般にとっても有用な情報が多数含まれているが、現状では、その電子化及び提供が十分に進んでおらず、地理空間情報が十分に活用されていない」と指摘されている。

一方、基本法第15条において、「国及び地方公共団体は、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、個人情報の保護のためのその適正な取扱いの確保」のための施策を講ずるものとする旨規定されている。また、基本計画においては、地理空間情報の活用は、国民生活の向上や国民経済の発展に大きく貢献するものであるが、その際には、個人情報の保護への配慮を適切に行う必要があるとされ、次のような事項について、地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインを策定することとされている。なお、法制上の位置付けが明確ではないプライバシーの概念については、一部の事例を除き、取り扱わない。

- 1) 個人情報保護の観点から何らかの措置が必要な地理空間情報かどうかの判断指針
- 2) 法令等により開示・閲覧が認められている個人情報を含む地理空間情報の提供の在り方

- 3) 地理空間情報の提供に当たり個人情報の保護のためにとるべき加工措置や提供制限などの措置
- 4) 個人情報を保護しつつ有益な地理空間情報の提供を促進するために必要な、適切な地理空間情報の管理手法

本ガイドラインは、上記基本法の理念及び基本計画での位置付けを踏まえ、地理空間情報の活用の推進と個人の権利利益保護を両立させるための基本的な指針として、個人情報保護の観点から何らかの措置が必要な地理空間情報かどうかの判断指針、主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方、地理空間情報の提供・流通にかんがみた段階別の個人情報保護対策等について具体的な事例を交えて解説する。

なお、本ガイドラインは、法的拘束力を伴うものではなく、あくまで行政機関等が保有する地理空間情報の利用・提供を行う上で望ましいと考えられる個人情報の取扱いに関する標準的な考え方を整理したものであり、個々の地理空間情報の利用・提供の可否については、行政機関等において法令等の解釈・運用に照らした判断が行われるものである。

2. 本書の読み方

2.1 用語の定義及び関連法令の概要

本ガイドラインの適用対象となる行政機関等とは、行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。）、地方公共団体、地方公共団体に設置される行政委員会（地方自治法第138条の4又は第180条の5に基づき設置されるものをいう。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。

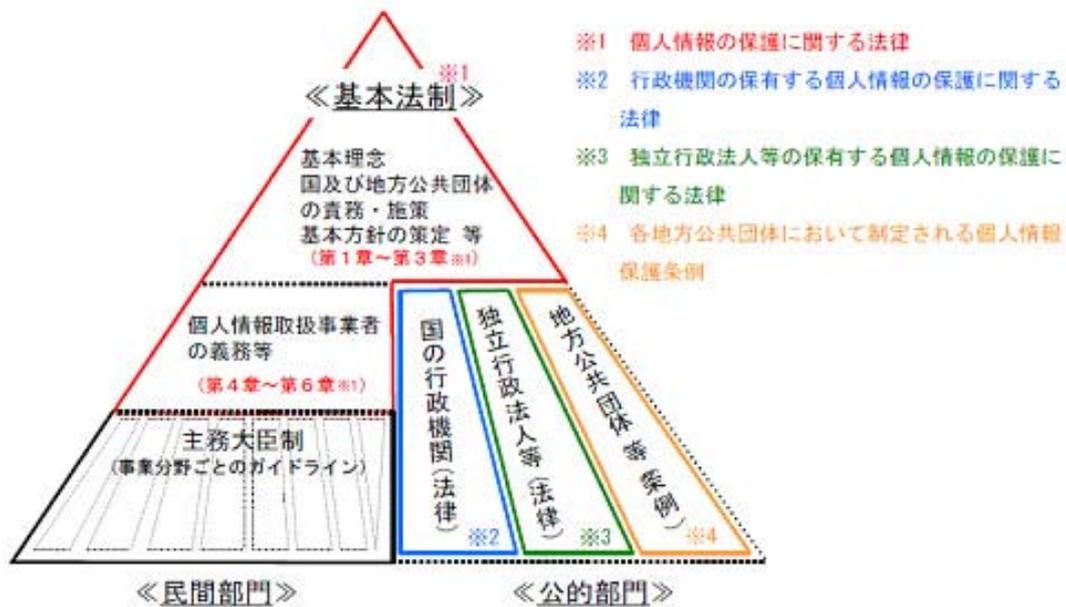
また、本ガイドラインで対象とする地理空間情報とは、基本法第2条第1項に規定する①空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。）又は①及び①の情報に関連づけられた情報からなる情報をいう。具体的には、基本計画第Ⅱ部第2章2に記載されている「土地利用図、地質図、ハザードマップ等の主題図、都市計画図、地形図、地名情報、台帳情報、統計情報、衛星画像等の多様な情報」が該当する。特に本ガイドラインでは、代表的な地理空間情報として、地図、台帳情報、統計情報、空中写真、衛星画像を対象とする。

本ガイドラインにおいて「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第2条第2項の規定による「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とする。なお、「保有個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第2条第3項の規定による「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行

政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」という。） 第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。」とされている

地理空間情報は、その情報を管理する主体が多様で、多くの関連法令に関わることとなり、その整備や提供において留意すべき点も多い。特に個人情報に該当する場合には、個人情報の取扱いの規律に関する官民を通じた基本理念等を規定した基本法制である個人情報の保護に関する法律のほか、国、独立行政法人等又は地方公共団体の各保有主体に応じ、それぞれ行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報法又は個人情報保護条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する個人情報の取扱いに関する基本的事項について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。）の規制を受けることに留意する必要がある。なお、独立行政法人等個人情報保護法は、行政機関と同様に扱うことが適当な独立行政法人、特殊法人及び認可法人であって、政府の一部を構成すると見られる法人について、行政機関個人情報保護法に準じた個人情報保護の仕組みを設けたものであることから、本ガイドラインでは行政機関個人情報保護法の規定に基づき記述する。

図1 個人情報保護法制の体系



(出所) 消費者庁

個々の地理空間情報に係る個人情報該当性の判断に当たっては、行政機関個人情報保護法における「個人情報」への該当性に係る判断基準と行政機関情報公開法における「個人に関する情報」に係る不開示情報への該当要件はほぼ同一のものであるため、行政機関情報公開法の「個人に関する情報」に係る行政訴訟に係る判例、開示決定等における実務上の取扱い及び情報公開・個人情報保護審査会の答申も参考とする。

2.2 本書の構成、使い方

(1) 本書の構成、使い方

本書の構成は次のとおりである。

1. 目的
2. 本書の読み方
3. 個人情報保護の観点から何らかの措置が必要な地理空間情報かどうかの判断指針
4. 主な地理空間情報の利用・提供の考え方
5. 地理空間情報の提供・流通にかんがみた段階別の個人情報保護対策
6. 国の行政機関や地方公共団体の取組事例

3. では、まず、行政機関個人情報保護法に照らした地理空間情報における個人情報保護の考え方について解説する。次に個人情報保護法制に基づく地理空間情報の提供可否判断フローを示し、個人情報該当性及び保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の判断を行う際の各段階における基本的考え方を示す。地理空間情報における個人情報保護の基本的な考え方や手順についての概要を知りたい場合や、全府省庁的な方針の策定等を検討する際に参照されることを想定している。

4. では、地図、台帳情報、統計情報、空中写真・衛星画像の各分野ごとに、典型的な地理空間情報を取り上げ、上記3. に照らした判断を行う際の考え方を示すとともに、利用・提供に関する基本的な考え方について解説する。個々の地理空間情報の情報提供のあり方（法令等に閲覧や開示といった情報提供に関する規定がある場合は、当該規定を踏まえた提供のあり方を含む。）について知りたい場合に参照されることを想定している。

5. では、地理空間情報の整備段階、管理段階及び提供・流通の各段階ごとに個人情報保護と提供流通促進の両立を図る観点から、地理空間情報を適切に取扱うための対策について解説する。地理空間情報の整備、管理、提供・流通、それぞれの段階毎の具体的な対策（技術的措置等）を検討する際に参照されることを想定している。

6. では、個人情報の適切な取扱いの下で地理空間情報の利用・提供を行っている国の行政機関や地方公共団体の具体的な取組事例を紹介する。機関・団体毎の取組を知りたい場合や、所属する機関・団体と類似した事例を知りたい場合等に参照されることを想定している。

(2) 具体的なユースケースごとの参照箇所

- ① ある地理空間情報の個人情報該当性について知りたいとき：3.2 参照
- ② 個人情報に該当する地理空間情報の利用・提供の妥当性とその判断基準について知りたいとき：3.2 参照
- ③ 具体的な地理空間情報を想定した個人情報該当性、利用・提供の考え方、留意点等

について知りたいとき：4.1～4.4 参照

- ④ 個人情報に該当する地理空間情報の利用・提供を行う際の対策として技術的措置について知りたいとき：5.3 参照
- ⑤ 地方公共団体における地理空間情報の整備・利用・提供や GIS の構築過程における特徴的な取組事例を参考にしたいとき：6.参照

3. 個人情報保護の観点から何らかの措置が必要な地理空間情報かどうかの判断指針

3.1 地理空間情報における個人情報保護の考え方

(1) 地理空間情報に係る個人情報該当性

行政機関個人情報保護法第2条第2項における個人情報の定義においては、ある情報単体で特定の個人を識別することができるものに加え、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものは、行政機関個人情報保護法上の個人情報に該当するとされている。地理空間情報に関する個人の識別性に係る判断は、対象となる情報ごとに、当該情報単体でみた個人識別の可能性、他の情報と照合することによる個人識別の可能性について様々な事情を勘案して行う必要がある。

ここで、行政機関情報公開法等に基づく個人に関する情報に係る開示可否判断が争点となった判例及び国の情報公開・個人情報保護審査会の答申や地方公共団体における個人情報保護に係る諮問機関の答申によると、地番や住居番号等の特定の土地や建物の所在を示す地理空間情報に関しては、一般に何人も閲覧等が可能な不動産登記情報（全部事項証明書、所有者証明書等）や市販の住宅地図と照合することにより特定の個人を識別できると判断される傾向にある。

このため、地番や住居番号等の特定の土地や建物の所在を示す地理空間情報であって、特定の個人との結びつきやその居住等の事実と関連づけられたものは、基本的に個人情報として取り扱う必要がある。

さらに地理空間情報については、GIS上で管理・表示することによって、多くの情報とのデータマッチング、空間解析、多様な描画表示などが可能となる。一般に、個人識別性のない複数の地理空間情報が、GISにより、データ処理・描画表示がされたとしても、個人識別に至ることはないが、複数の地理空間情報によるデータマッチングやデータ解析を行うことにより、個人の識別には至らないものの、ある特定の個人が極めて少数のグループに絞り込まれる場合があるため、個人の権利利益を侵害することがないよう、必要に応じデータレイヤの分離の措置を講ずるなどの留意が必要である。

(2) 地理空間情報が個人情報に該当する場合における措置

ある地理空間情報が個人情報に該当する場合においては、個人の権利利益を保護する観点から適切な措置が必要であるものの、ただちに利用・提供が不可能となるわけではない。行政機関個人情報保護法第8条第1項の規定による「法令に基づく場合」のほか、行政機関個人情報保護法第8条第2項に規定する保有個人情報の利用目的以外の利用・提供制限の例外事項に該当すると判断された場合には、当該例外事項に係る規定の範囲内において保有個人情報の利用目的以外の利用・提供が可能となる。

一方、保有個人情報の利用目的以外の利用・提供制限の例外事項に該当しない場合においても、個人を識別できなくなるような秘匿処理等の技術的な措置を加えることにより利用・提供が可能となるときがある。このような利用・提供の可否を判断

するに当たっての具体的な手順や着眼点を 3.2 に示す。

3.2 個人情報保護法制に基づく地理空間情報の提供可否判断フロー

本節では、地理空間情報に含まれる個人の属性等に関する情報について、まず個人情報への該当性を判断し、さらにその利用・提供の可能性を判断するためのフロー（図 2）について解説する。地理空間情報を利用・提供する際には、同フローに基づいて個別に判断する。なお、本フローは、行政機関個人情報保護法に基づくものであり、国の行政機関は、同フローに基づいて情報の提供可否を判断することとなるが、独立行政法人等においては行政機関個人情報保護法に準じて整備された独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が適用されるため、本フローを準用することとなる。一方、地方公共団体においては、それぞれに定められた個人情報保護条例ごとに個別に判断することが必要であるが、基本的な考え方は、行政機関個人情報保護法と大きくかけ離れるものではないことから、本フローの考え方が当該判断における基本的な指針となるものである。

(1) 前提

個人情報保護法第 1 条には、同法の目的として「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」が規定されている。よって地理空間情報の提供可否を判断する際にも、個人情報を保護するとともに、その有用性にも配慮して判断する必要がある。

あわせて、行政機関個人情報保護法第 1 条にある「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」との規定を踏まえ、適正かつ円滑な行政運営と個人の権利利益を両立させることが求められている。

(2) 第 1 段階（単体データのみで判断）

ある地理空間情報単体について個人情報に該当するかどうかを判断する場合には、まず当該情報単体について行政機関個人情報保護法及び個人情報保護条例で規定されているとおり、特定の個人を識別することができるか否かという観点から判断を行う。

個人情報に該当する事例として、情報公開・個人情報保護審査会及び地方公共団体における諮問機関の答申並びに個人情報に関連する判例の分析によると、次のように整理される。

【個人情報に該当するとされた事例】

- 事例 1) 個人の氏名
- 事例 2) 生年月日、年齢、連絡先（居所、電話番号、メールアドレス）、本籍地、学歴、印影、勤務先、その他個人の属性を示す情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報
- 事例 3) 個人名義の携帯電話の番号情報
- 事例 4) 個人の診療録
- 事例 5) 雇用者の人事記録情報、雇用管理情報
- 事例 6) 個人を識別することができる映像情報

【個人情報に該当しないとされた事例】

- 事例 1) 企業の財務諸表等、法人等の団体に関する情報（団体情報）
- 事例 2) 個人の識別につながらない記号、番号からなる情報（アマチュア無線局の呼出符号等）
- 事例 3) 個人の識別につながらないイニシャル
- 事例 4) 損失補償基準に記載されている抽象的な土地の区分に係る補償単価

本段階において、単体で個人情報に該当しない情報であると判断された場合は、第 2 段階へ進み、単体で個人情報に該当する情報であると判断された場合は、第 3 段階へ進む。

(3) 第 2 段階(他の情報と重ね合わせ・照合を行った場合の判断)

第 2 段階においては、ある地理空間情報単体では個人情報に該当しない情報について、他の情報と重ね合わせたり、照合させたりした場合に、特定の個人を識別することができるかどうかについて判断する。

単体では特定の個人を識別することができない地理空間情報であっても、地番や住居番号等の特定の土地や建物の所在を示す地理空間情報は、何人も閲覧等が可能な不動産登記情報や市販の住宅地図と照合することにより、特定の個人を識別できると考えられることから、重ね合わせや照合を行う対象となる情報の存否を意識して判断する必要がある。

本段階において、個人情報に該当しない情報であると判断された場合は、個人情報保護の観点からは、提供可能であるとみなすことができる。一方、個人情報に該当すると判断された場合は、次の第 3 段階へ進む。

(4) 第 3 段階（保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の判断）

個人情報に該当すると判断された地理空間情報は、原則として本来の利用目的に限定して取扱われなければならない。しかしながら、行政機関個人情報保護法第 8 条 1 項において、他の法令に基づく場合における保有個人情報の利用・提供については、利用目的以外の利用・提供の制限の対象から除外されているほか、行政機関個人情報保護法第 8 条第 2

項においては利用目的以外の目的のための利用・提供を可能とする一定の例外規定が設けられている。そのため、個人情報に該当する地理空間情報の利用・提供の可否を判断する場合には、当該利用・提供の範囲、それらの目的等を踏まえて行政機関個人情報保護法第8条第1項、同法第8条第2項各号の規定への該当性に関する検討が必要となる。以下に行政機関個人情報保護法における該当条項に係る具体的運用について示す。

① 行政機関個人情報保護法第8条第1項について

本項では、法令に基づいて利用・提供を行う場合には、保有個人情報の利用・提供制限の例外事項に該当することが規定されており、測量成果等においては、測量法に基づく閲覧等が該当すると考えられる。

また、行政機関個人情報保護法は一般法であるのに対し、特別法が優先することを示している。なお、ここでいう法令とは、あくまで利用目的以外の利用が許容される特別法のことを指し、利用目的に即した閲覧、開示等の手続を規定した個別法は該当しない。

法令に基づく場合の例として、国会法第104条（官公署に対する報告・記録提出の要求）、会計検査院法第26条（帳簿等の提出および質問等）、刑事訴訟法第197条2項（捜査に必要な取調べ）等が挙げられる。

② 行政機関個人情報保護法第8条第2項について

本項では、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合を除き、本項各号の規定に該当するときは利用・提供が可能となる旨が規定されており、保有個人情報の利用・提供の範囲、それらの目的等を踏まえて判断を行うことが必要である。

i) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（行政機関個人情報保護法第8条第2項第1号）

本号では、個人情報を利用目的以外の目的のために利用・提供することについて本人の同意があるとき、又は本人に提供するときには、利用目的以外の目的のための利用・提供が認められることが規定されている。

ii) 行政機関内部における利用（行政機関個人情報保護法第8条第2項第2号）

本号では、行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて「相当な理由」が存するときには、行政機関内部における利用目的以外の目的のための利用が認められることが規定されている。なお相当な理由の存否に係る判断については、各行政機関の長の裁量に委ねられているため、相当な理由の存否に係る判断基準は一意的に設けられているものではない。

しかしながら、ある保有個人情報に関し、閲覧の求めに応じているなど法令の規定により又は慣行として公にされている事実があるのであれば、行政機関個人情報保護法上、行政機関等内部における利用目的以外の目的のための利用について、適切な行政目的に則したものである限りにおいて「相当な理由」が存することの有力な根拠の一つとなり得る。

iii) 他の行政機関等への提供（行政機関個人情報保護法第8条第2項第3号）

本号では、他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて「相当な理由」が存する場合には、利用目的以外の目的のための提供が認められることが規定されている。

なお、相当な理由の解釈及び運用についてはii)と同じである。

iv) 行政機関等以外の者への提供（行政機関個人情報保護法第8条第2項第4号）

本号では、i)～iii)に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて「特別の理由」のあるときにおける行政機関等以外の者に対する提供等利用目的以外の目的のための利用の制限に係る例外事項が規定されている。

専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するときについては、通常、そのような利用については個人の権利利益を侵害するおそれがほとんどないと考えられること、統計や学術研究に係る公益性が高いことを斟酌したものである。

「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」については、本人が緊急に医療を受ける必要がある場合に本人の情報を医療機関に提供するとき等が代表例として挙げられる。

「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」については、一般に公益性の高い事務又は事業であって、当該保有個人情報の提供が当該事務又は事業の遂行に不可欠な場合等が念頭に置かれている。

上記第3段階において、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用・提供が適切であると判断された場合には、個人情報保護の観点からは、提供可能又は条件付きで提供可能であると判断することができる。また、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用・提供が適切でないと判断された場合であっても、個人識別性を有する部分を秘匿するなど技術的な措置によって利用・提供が可能となる場合がある。

(5) 情報の提供時における条件付与の判断及び技術的な措置等による提供の可否

本段階では、上記第3段階における判断を経て、①保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用・提供が適切であると判断された場合における当該目的外利用・提供に際する条件を付加することが必要であるか否かについての判断、②保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用・提供が適切でないとして判断された場合における個人識別部分に係る秘匿処理を施すことによる利用・提供が可能となるか否かについての判断を行う場合を想定している。

本段階において、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用・提供が可能である場合においては、条件付与の必要性に応じて、情報管理の観点から、個人情報の利用目的や利用方法の制約や安全管理措置等の条件を付与して提供可能となる場合及び特段の条件を付すことなく提供可能となる場合とに分かれる。保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用・提供が適切でない場合であっても、秘匿処理を施すことで特定の個人を識別することができなくなるときは、当該処理を施した後、提供可能となる場合がある。秘匿処理が困難な情報であると判断された場合は、最終的に提供不可と判断する。

(6) 地方公共団体における留意点

ここでは上記第3段階における利用・提供の可否に関する判断を中心に、個人情報保護条例においてみられる典型的な利用目的以外の目的のための利用・提供制限の例外規定について取り上げ、地方公共団体特有の留意点を紹介する。

① 個人情報の保護に係る諮問機関の活用

ほとんどの地方公共団体において個人情報の保護に係る諮問機関が設置されており、諮問機関の答申に基づいて保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の判断を行うことを個人情報保護条例で規定している。

なお、当該諮問機関の位置付けは地方公共団体によって様々であり、個人情報保護に関する取扱い全般に関して審議する役割を担っている場合もあれば、個人情報保護条例又は情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。）に関する個別の行政不服審査事案についての審議のみを担っている場合もある。このため、地方公共団体ごとに諮問機関の役割や位置付け等に留意する必要がある。

② 個人の生命、身体又は財産の保護を目的とした提供

多くの地方公共団体において、個人の生命、身体又は財産の保護を目的とした提供について保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用・提供制限の例外規定が定められている。具体的には、緊急に医療を受ける必要がある場合に本人の情報を医療機関に提供するとき等が想定されている。

③ 出版、報道、法令の規定等により公にされている場合

多くの地方公共団体において、保有個人情報が、出版、報道等により公にされている

場合には、利用目的以外の目的のための利用・提供が認められることを規定している。公にされている情報には、公報等に公示されているもの、行政機関等の窓口で提供しているものに加え、一般に出版、報道等されているものも含まれるとされている。

なお、法令等の規定により縦覧期間が終了した情報については、当該縦覧期間が設置されている趣旨に基づいて判断する必要がある。都市計画決定手続に関する事案の場合、計画案の縦覧期間終了後においては縦覧に供された当該案は閲覧できないが、計画の確定後においては計画自体の閲覧は可能である。

④ 犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持を目的とした提供

一部の地方公共団体において、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持を目的とした情報の提供に関し、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用・提供制限の例外規定が設けられている。当該例外規定の範囲内において、本人以外の者への提供が認められる場合がある。

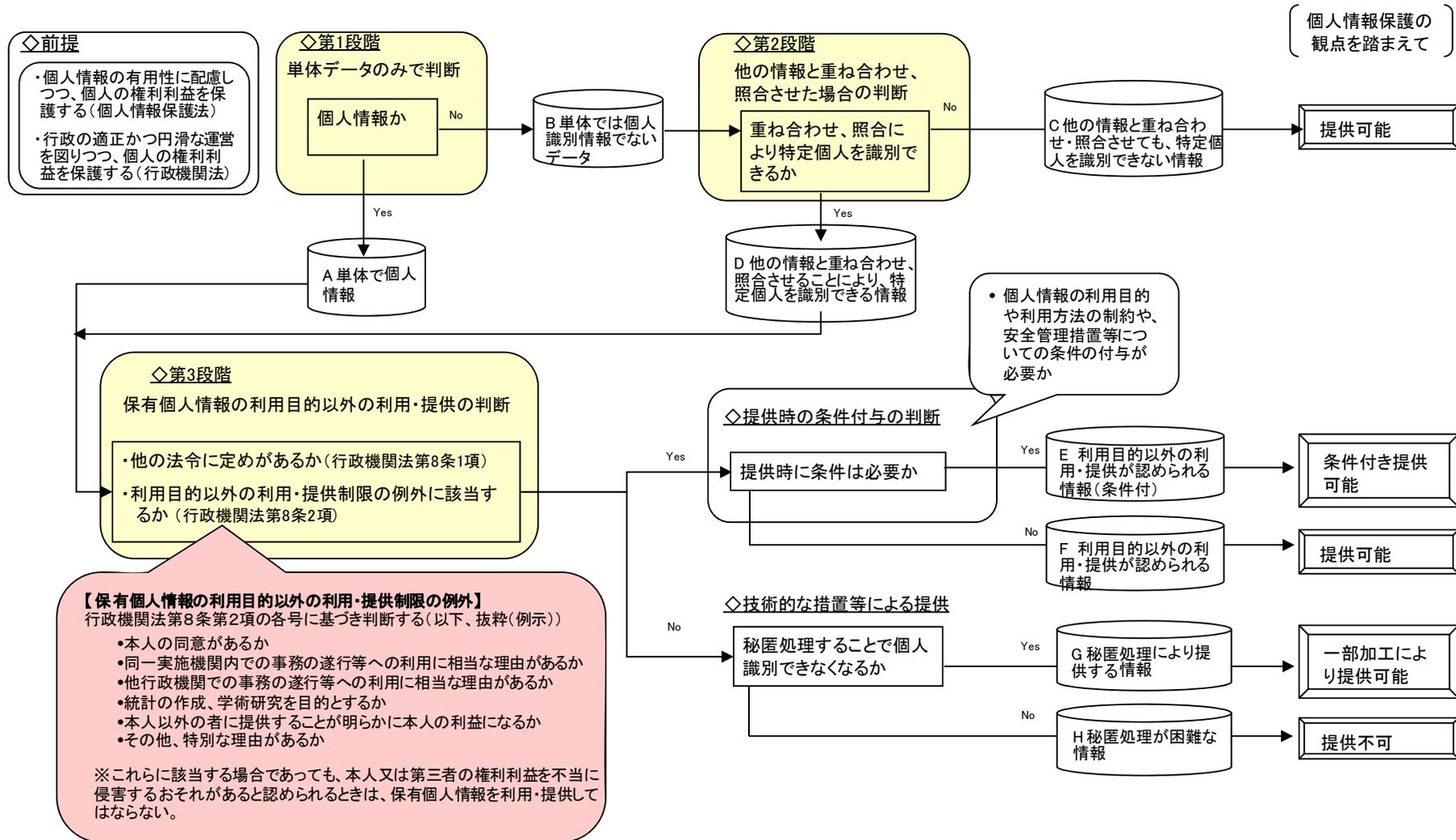
⑤ 公共的団体等への提供

一部の地方公共団体では、個人情報保護条例において、国、独立行政法人等、地方公共団体のほか公益的事務を担う公共的団体等(地方自治法第157条に規定する団体いう。)に対し、それぞれの団体が担う事務の執行のために必要な場合には保有個人情報を提供することが可能である旨規定している例がみられる。これは、地域における長年の慣行や経緯から行政機関等以外の公共的団体が一部の行政事務と密接な関連を有している場合などに起因するものと考えられる。

なお、提供に際しては、基本的に地方公共団体の個別の事情にかんがみて判断されるべきものであるが、外部への漏洩や認められた目的以外の利用がされないよう取扱いに係る措置を十分に講じることが求められる。

図2 個人情報保護法制に基づく地理空間情報の提供可否判断フロー

本フローは、行政機関個人情報保護法に則して提供可否判断の基本的な考え方を提示したものである。
 なお、保有個人情報の利用目的内の利用及び提供については、本判断フローの対象外となる。



4. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方

4.1 地図

(1) 都市計画図及び都市計画基本図

① 情報の概要

都市計画図は、地方公共団体が当該行政区域内における都市計画の内容を示した地図であり、都市計画法第14条第1項の規定により、「都市計画は、国土交通省令で定めるところにより、総括図、計画図及び計画書によつて表示するものとする。」とされている。都市計画図は、市街化区域、市街化調整区域、地域地区（都市計画法第8条第1項各号に規定する用途地域、特別用途地区、高度利用地区、特定街区、美観地区等をいう。以下同じ。）、建ぺい率・容積率や都市施設（道路・公園等）が示され、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するとされている。都市計画図の縮尺は、各地方公共団体により様々であるが、都市計画法施行規則第9条第2項により、「縮尺二千五百分の一以上の平面図（法第十一条第三項の規定に基づき都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に定める場合にあつては、平面図並びに立面図及び断面図のうち必要なもの）とするものとする。」と規定されている。

また、都市計画基本図は、都市計画法第14条第1項で規定する都市計画の法定図書としての総括図、計画図等の基本となる地形図（白地図）を示すものであり、その呼称は、白地図、都市計画基図、1/2,500地形図等、各地方公共団体により様々である。

② 法令の規定による閲覧、開示等

都市計画図は、都市計画法第20条第2項の規定により、都道府県知事及び市町村長は、国土交通省令（都市計画施行規則第12条）で定めるところにより、都市計画法第14条第1項の図書又はその写しを当該都道府県又は市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一方、都市計画基本図については、都市計画法における縦覧又は閲覧に関する規定はないが、各地方公共団体の窓口で閲覧や有償頒布が行われている。

また、都市計画基本図を整備・更新する測量は、測量法第5条に規定する公共測量に該当し、同法第42条の規定により、国土地理院の長は、公共測量の測量成果の写し及び測量記録の写しを保管し、国土交通省令（測量法施行規則第2条の3）で定めるところにより、これらを一般の閲覧に供しなければならない。

③ 都市計画図及び都市計画基本図の個人情報該当性

地方公共団体が整備する都市計画基本図の事項は、一般に測量法第34条で定める作業規程の準則（付録7）に規定する「公共測量標準図式」（以下、「標準図式」という。）

を準拠し運用されているものと解する。標準図式は、地図情報レベル 5000 以下の数値地形図の調製について、その取得する事項及び地形、地物等の取得方法、その他の記号の適用等の基準を定め規格の統一を図ることを目的として定められており、取得する事項に個人情報に該当する情報は含まれない。また、「平成 6 年国土基本図図式」に準拠し運用されている場合も標準図式と同様に個人情報に該当する情報は含まれない。

一方、都市計画図は、都市計画基本図等の白地図に市街化区域、市街化調整区域、地域地区、建ぺい率・容積率や、都市施設などの都市計画に関する情報が刷り込まれており、個人情報に該当する情報は含まれない。

ただし、都市計画基本図の図式において、「標準図式」や「平成 6 年国土基本図図式」を基にして拡張図式を整備している地方公共団体が稀に存在する。取得する事項を拡張している場合には、当該事項について個人情報に該当する否かを精査する必要がある。なお、取得する事項が個人情報に該当する可能性を有する場合、当該都市計画基本図や、それを基に作成される都市計画図は個人情報に該当する可能性を有する。

④ 地方公共団体における運用実態

都市計画図は都市計画法で定める法定図書であり、同法で規定する縦覧のほか、行政サービス等の一環として、インターネットのウェブサイト上で閲覧している例が多く見受けられる。閲覧の際の利用条件として、都市計画決定に関する内容を証明するものではなく、参考として利用することや、閲覧システムから得られた情報を営利目的など特定の目的で利用することはできない等の注意事項を明示して運用している。

⑤ 利用・提供に関する基本的考え方

上記により、原則として都市計画図は個人情報に該当しないことから、その利用・提供に際しては特段の制約はない。しかしながら、例外的な場合ではあるが、都市計画基本図等の拡張した図式を整備、運用している地方公共団体において、拡張して取得する事項が個人情報に該当すると認められるときは、技術的措置（「5.3 提供・流通段階における対策」参照）を講じることが適切である。

(2) ハザードマップ

① 情報の概要

ハザードマップとは、災害を起こす危険要因の種類、影響範囲、危険度あるいは危険頻度の予想、防災上の施設・避難路・避難場所などを地図上に示した災害予想等の情報を表示した地図である。ハザードマップは、地方公共団体が中心となって整備し、行政機関等として自然災害時の避難や被害を軽減できるような情報を住民に分かりやすい形で公表・普及し、住民に自己が居住する地域における自然災害の危険度の認識及び自主的な防災活動を促していくためのものである。

一般的にハザードマップは、ある災害における危険な地域を地図上に明示したものと解釈されているものの、明確な定義がないのが実情であり、地方公共団体がそれぞれの目的に応じて整備し利用・提供されている。なお、ハザードマップの種類には、河川浸水・洪水災害、土砂災害、地震災害、火山防災、津波浸水・高潮等があり、法令等で作成することが義務づけられているもの、作成方法等を規定した作成マニュアルがあるもの等が存在する。

② 法令の規定による閲覧、開示等

ハザードマップに関する閲覧、開示等が法令で定められたものとして、以下のものがある。

水防法第15条第4項の規定では、浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

なお、水防法施行規則第2条第1項の規定により、「浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表は、当該区域及び当該水深を定めた旨を官報又は都道府県の公報に掲載するとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。」とされている。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第3項の規定では、急傾斜地の崩壊等のおそれがある警戒区域をその区域に含む市町村に対して、土砂災害警戒区域およびその避難地を地図上に記載したハザードマップの作製と住民への周知を義務付けている。なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則第5条の規定では、土砂災害に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置として、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示した図面に土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により各世帯に提供すること、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くことが定められている。

③ ハザードマップの個人情報該当性

ハザードマップとは、自然災害時の避難や被害を軽減できるような情報を住民に分かりやすい形で公表・普及し、住民に自己が居住する地域における自然災害の危険度の認識及び自主的な防災活動を促していくことを前提としていることから、個人情報に該当する情報は含まれない。また、地方公共団体によって掲載されている情報が様々なので、一律の基準を示すことはできないが、地番又は住居番号がハザードマップに明示されている場合、何人も写しの交付を請求することができる不動産登記簿及び不動産登記法第14条に規定する地図又は地図に準ずる図面と照合することにより、土地の所有者等が判明する可能性があることから、個人情報に該当する可能性を有する。

④ 地方公共団体における運用実態

我が国の地形や気象等の特徴に加え、災害に対して脆弱な地形といわれている洪水時の河川水位より低い沖積平野に人口の約50%、資産の約75%が集中していること、水防法などの法令による義務化から、現在、全国5割を超える市町村が河川浸水・洪水災害に関するハザードマップを整備し公表しており、そのうちの約8割の市町村がインターネット上で公開している。なお、河川浸水・洪水災害に関するハザードマップに次いで、土砂災害に係るハザードマップの整備、公開が多い。

また、紙ベース又はインターネットにより公開しているハザードマップの縮尺の多くは1/10,000～1/30,000であり、その基図としては、地方公共団体が独自に作成している管内地図、都市計画用の白地図、1/25,000地形図（数値地図25000地図画像を含む。）等が挙げられる。

⑤ 利用・提供に関する基本的考え方

ハザードマップの多くは個人情報に該当しないことから、その利用・提供に際しては特段の制約はない。しかしながら、例外的な場合ではあるが、地番又は住居番号がハザードマップに明示されている場合、他の情報と照合することにより土地の所有者等の特定の個人が識別される可能性があることから、個人の権利利益の保護の要請と情報を提供することによる利益とを比較考量の上、取扱いには十分留意する必要がある。

また、自然災害に関する情報には、個人情報を必要以上に含んで整備する必要はない。ただし、防災上の見知から、必要最低限の個人情報を含まなければならない場合があり、その場合は、個人情報保護条例における例外規定の適用可能性を吟味しなければならない。具体的な例として、ハザードマップに災害時要援護者名の個人情報を重ね合わせて、その目的に応じ要援護者マップ等として二次利用する場合、各地方公共団体が定めている個人情報保護条例の例外規定のうち、「生命、身体、財産保護のため、緊急かつやむを得ないとき」、あるいは「本人の同意があるとき」等の例外規定を適用し、個人情報

を重ねたものを利用・提供することができる。と考える。

なお、個人情報保護条例の例外規定を適用した要援護者マップの利用、提供により、災害発生時における要援護者の避難支援に必要な情報を共有する仕組みを構築している地方公共団体もある。

(3) 森林計画図

① 情報の概要

森林計画図は、森林法に基づき全国森林計画に即して計画される地域森林計画の基礎資料として、森林簿と合わせて整備されており、1/5,000の地形図上に森林計画の対象とする森林の区域、森林の区画（林班界、小班界）、小班番号などを図示、明示したものである。また、森林簿は林班、小班、対象森林・対象外森林、森林所在（大字、小字、地番、代表地番）、森林種類、面積、樹種、林齢、森林所有者などが記載される民有林の森林資源に関する帳簿である。なお、森林簿及び森林計画図は、森林計画制度の運営のために必要な森林資源の基礎資料として、必要に応じて空中写真等を用いて作成した資料であり、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。

② 法令の規定による閲覧、開示等

森林法第6条第1項の規定により、都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、森林法施行規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案として、計画書もしくは変更計画書の案、計画図もしくは変更計画図の案を当該公告の日から30日間公衆の縦覧に供しなければならないとされているが、確定した森林計画図の閲覧等を規定した法令は存在しない。ただし、多くの地方公共団体においては、個人情報保護の趣旨を含む利用の制限などを規定した森林計画関係資料の取扱要領を整備し、森林簿及び森林計画図の閲覧及び写しの交付を行っている。

また、地域における森林計画をたてたときは、計画書、森林計画図その他の必要な図面及び森林簿を都道府県の事務所並びに地方事務所に備え付けておくことの通知（「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて（農林水産事務次官依命通知平成12年5月）」）により義務づけられている。

③ 森林計画図の個人情報該当性

森林計画図は、それ自体としては個人情報に該当する情報は含まれない。ただし、森林計画図に明示されている林班番号や小班番号と森林簿を照合することにより、森林の所有者が判明することから、林班番号及び小班番号は個人情報に該当する可能性を有する。なお、森林簿においては、森林の区画の森林所有者及び地番が含まれてい

ることから個人情報に該当する可能性を有する。

④ 地方公共団体における運用実態

多くの地方公共団体における森林計画図等の取扱いについては、森林法、森林法施行令、森林法施行規則、農林水産事務次官依命通知「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」等によるほか、個人情報保護条例及び情報公開条例を踏まえた取扱要領を整備し、これに基づく申請により、閲覧や交付が行われている。

また、森林 GIS などとして、インターネットにより森林計画図と森林所有者名を秘匿にした森林簿の一体的な閲覧サービスを運用している地方公共団体が稀に存在する。

⑤ 利用・提供に関する基本的考え方

森林計画図の利用・提供においては、森林計画図に含まれる林班番号及び小班番号と森林簿を照合することにより森林所有者を特定することが可能となることから、個人の権利利益の保護の要請と情報を提供することによる利益とを比較考量の上、利用の制限の設定などの措置を判断する必要がある。なお、稀ではあるが、森林計画図に地番が明示されている場合があり、この場合は不動産登記簿の情報と照合することにより土地の所有者等の特定の個人を識別できる可能性があることから、個人の権利利益の保護の要請と情報を提供することによる利益とを比較考量の上、利用・提供を判断すべきである。

4.2 台帳情報

(1) 固定資産課税台帳及び地番現況図

① 情報の概要

固定資産課税台帳は、固定資産税を課税するための基本的な帳簿であり、地方税法第380条の規定により、「市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない。」とされている。

地番現況図は、管内市町村内の固定資産税の課税客体を正確に把握するために市町村が任意で作成する図面であり、掲載している情報は市町村によって様々である。以下、ここでいう地番現況図とは、土地に関する筆界及び筆界ごとの地番を表示した図面とし、地方税法第22条に規定する秘密に該当するものでないことを前提とする。

② 法令の規定による閲覧、開示等

固定資産課税台帳は、地方税法第382条の2の規定により、固定資産税の納税義務者等の求めに応じ、当該納税義務者等に係る固定資産に関する事項が記載されている部分を閲覧に供しなければならないとされており、閲覧することができる者は、納

税者本人又は代理人のほか土地等の固定資産税の実質的負担者である当該土地の借地人等一定の者に限られている。

それ以外の者に固定資産課税台帳を閲覧させることや、固定資産税の賦課徴収目的以外の目的で秘密に該当する箇所を利用させることは、地方税法第22条（秘密漏えいに関する罪）及び地方公務員法第34条（秘密を守る義務）に抵触することとなる。

一方、地番現況図については、地方公共団体が任意で作成している図であるため、地方税法において閲覧に関する規定はない。

③ 地番現況図の個人情報該当性

地番現況図は、土地に関する筆界や権利関係を公証する機能を有してはいないものの、何人も写しの交付を請求することができる不動産登記簿及び地図（不動産登記法第14条に規定する地図又は地図に準ずる図面をいう。）又は市販の住宅地図（以下これらを総称して「登記簿等」という。）と照合することにより、土地の所有者等が判明する可能性があることから、個人情報に該当する可能性を有する。

一方、登記簿等により何人も閲覧可能であることは、行政機関情報公開法第5条第1号イ及びそれに相当する情報公開条例に規定する、「法令の規定により又は慣行として公にされている情報」として解釈されることから、情報公開・個人情報保護審査会の答申や行政機関等における情報公開実務においては特定の土地に係る地番に関する情報については不開示情報に該当しないと判断される例もみられる。

④ 地方公共団体における運用実態

地番現況図は法定図書ではないものの、課税業務の用に供する目的で、1/1,000程度の縮尺に基づき、紙ベースでの図面又は電子化された図面として整備されており、紙ベースでの図面の場合には筆界とともに地番の記載された図面が街区単位に整備されている場合が多い。また、電子化されたものについては、固定資産課税に関する情報システムのデータの一環として、課税情報と連動して整備が行われている例が多い。地方公共団体によっては、地番現況図に土地に関する筆界及び筆界ごとの地番以外の個人の属性に関する情報が記載されていない限りにおいて、インターネットのウェブサイト上で公開している例、行政窓口において当事者以外の第三者に対する写しの交付を許容している例も見受けられる。また、市町村における道路、上下水道等の公物管理等において活用される例もあるなど一般に地理空間情報として有用性が高く、また、民間事業者においても地番と航空写真、地図等を重ね合わせた利用ニーズも相応にみられる。なお、統合型GIS推進指針（平成20年3月総務省自治行政局とりまとめ）においては、地番現況図における土地に関する筆界及び筆界ごとの地番は、共用空間データとして活用可能である旨記載されている。

⑤ 利用・提供に関する基本的考え方

地番現況図に記載された特定の土地に関する筆界及び筆界ごとの地番については、個人情報に該当する可能性を有するものの、④で述べたとおり、実態としてすでに利用・提供が進んでいる状況がみられる。本件情報について、行政機関個人情報保護法第8条第2項第2号又は第3号の各号に規定する「当該保有個人情報を利用することについて相当の理由のあるとき」に係る例外規定に相当する個人情報保護条例上の規定に該当すると認められるときは、行政機関等における内部利用及び行政機関等相互間の提供については一般に問題はないと考えられる。

一方、行政機関等以外の者への提供については、提供時における条件付与（14 ページ図2の判断フロー参照）により、専ら統計の作成又は学術研究の目的に該当する利用に限定される場合には一般に支障はないと考えられるものの、それ以外の目的で利用される場合には、行政機関個人情報保護法第8条第2項第4号に係る例外規定に相当する個人情報保護条例上の規定への該当性について、各地域における本件情報に係る利用・提供等の実態や住民意識、本件情報の利用ニーズ等を踏まえつつ、個人の権利利益の保護の要請と本件情報を提供することによる利益とを比較考量の上、判断すべきである。

この場合において、個人の権利利益保護に係る要請が強いときは、特定の個人が識別されないよう技術的な措置等を講じた上で提供を行うことが適切である。特に、地番現況図において、登記簿等に記載されている以外の所有者又は居住者の氏名、土地の評価額、その他個人の属性に関する情報が記載されている場合には、それらの部分については、秘匿すべきことに十分留意する必要がある。

(2) 住居表示台帳・住居表示旧新対照表

① 情報の概要

住居表示台帳とは、住居表示に関する法律（以下「住居表示法」という。）第9条の規定により、市町村が住居表示制度の実施区域において、街区符号又は道路名称及び一定間隔に規則正しく付けられた基礎番号（フロンテージ）を管理するために作成される台帳であり、縮尺500分の1の図面に、街区符号又は道路名称、基礎番号、建物の位置及びその出入口又は通路を示すこととされている。一方、住居表示旧新対照表（以下「旧新対照表」という。）については、その整備に係る根拠法令はないものの、住居表示が実施された地番地区を対象に、住居表示実施前後における新旧住所を対照できるように市町村において便宜上作成されているものであり、新旧住所に加え、世帯主の氏名等が併記されている例もある。住居表示は、我が国ではいわゆる住所の表示方法として住居表示制度の実施区域においては最も一般的な情報であるため、行政内部での利用のほか、民間事業者においても特定の家屋等に係る住所検索等の利便性に着目した利用ニーズもみられる。

② 法令の規定による閲覧、開示等

住居表示台帳については、住居表示法第9条の規定により、市町村は、関係人からの請求があったときは、当該台帳又はその写しを閲覧させなければならない旨規定されている。ここでいう関係人とは、住居表示実施区域に住所を有する者が含まれるのはもとより、当該区域に居所、事務所、事業所、その他の施設を有する者や営業を行おうとする者等も含まれると解されている。一方、旧新対照表については、閲覧、開示等の規定はない。

なお、住居表示法第3条第3項により建物に街区符号又は道路名称及び住居番号（住居表示台帳として作製される地図に基づいて一定の基準により建物その他の工作物につけた番号）を設定したときにはこれを告示しなければならない旨、同法第8条第1項により住居表示実施区域内に町名及び街区符号を記載した表示板を設置しなければならない旨がそれぞれ規定されている。また、当該区域内の建物所有者等は、同条第2項により見やすい場所に住居番号を表示しなければならないとされている。

③ 住居表示台帳の個人情報該当性

住居表示法第9条に基づく基礎番号（フロンテージ）については、個人情報に該当しない。ただし、市町村の運用により住居表示台帳に記載された住居番号及び旧新対照表情報に記載された新住所表示欄の記載については、現地を見分したり市販の住宅地図等と照合することにより、当該建物の居住者等に係る特定の個人を識別することができるものであることから、個人情報に該当する可能性が高いと考えられる。

一方、②に示した住居表示法の規定により、住居番号については表示等を義務づけられていることから、法令の規定により又は慣行として公にされている事実があると認められる。また、旧新対照表に記載された旧住所表示欄の記載についても、登記簿等と照合することにより、特定の個人が識別できる情報に属するものの、登記簿等が何人も閲覧可能であることから、法令の規定により又は慣行として公にされている事実があると認められる。

④ 地方公共団体における運用実態

各建物の住居表示番号については、建物形状の記載を本件台帳上に行い、フロンテージに基づき、当該建物への住居番号の付与を実施しているとのことである。

旧新対照表については、住居表示制度を実施している市町村のほとんどで作成されているが、行政窓口において閲覧に供している例、新たに住居表示が実施された地区等を対象に、住民の利便性確保の観点からインターネットのウェブサイト上で一定期間公開している例が見受けられる一方、外部への提供を全く行っていない例もあるなど対応に差異がみられる。

住居表示台帳及び旧新対照表ともに、各建物に係る世帯主名等を記載している地方公共団体もあり、これらの団体では、外部に提供する場合においては、当該部分をマスキングした措置を実施している。

⑤ 利用・提供に関する基本的考え方

住居表示台帳における特定の建物に係る住居番号並びに新旧対照表における新住所表示欄の記載及び旧住所表示欄の記載については、個人情報に該当する可能性が高いと考えられるが、上記③のとおり、表示等を義務づけられていることなど法令の規定により又は慣行として公にされている事実があると認められる。よって本件情報については、行政機関個人情報保護法第8条第2項第2号又は第3号の各号に規定する「当該保有個人情報を利用することについて相当の理由のあるとき」に係る例外規定に相当する個人情報保護条例上の規定に該当する場合が多いと考えられる。そのため、適切な行政目的に則したものである限りにおいて、行政機関等における内部利用及び行政機関等相互間の提供については特段の問題はないと考えられる。

一方、行政機関等以外の者への提供については、提供時における条件付与（14 ページ図2の判断フロー参照）により、専ら統計の作成又は学術研究の目的に該当する利用に限定される場合には一般に支障はないと考えられるものの、それ以外の目的で利用される場合には、行政機関個人情報保護法第8条第2項第4号に係る例外規定に相当する個人情報保護条例上の規定への該当性について、各地域における本件情報の利用・提供に係る住民意識と本件情報の利用ニーズ等を踏まえつつ、個人の権利利益の保護の要請と本件情報を提供することによる利益とを比較考量の上、判断すべきである。

この場合において、居住者の氏名等個人の属性に関する情報が記載されている場合には、それらの部分については、秘匿すべきことに十分留意する必要がある。

(3) 道路台帳

① 情報の概要

道路台帳とは、道路法第28条第1項の規定により、道路管理者が、その管理する道路について調製し、保管することが義務付けられているものであり、私権の制限又は公法上の義務が課されるなど私人の権利・利益と密接に関連する道路及びその沿道区域に係る領域を明確にするとともに、道路の構造、兼用工作物、占用物件その他に関し道路管理上の基礎的な事項を総括するものである。道路台帳は、調書及び図面により構成されるものであり、それぞれの記載内容及び様式については、道路法施行規則第4条の2に規定されている。道路台帳については、特定の道路に面する土地において開発行為や建築確認申請等を行おうとする際に当該道路の幅員や構造といった基本的内容の調査等を目的とする開発業者・建築業者・不動産業者をはじめ民間事業者

における利用ニーズが高く、行政窓口において閲覧又は写しの交付に係るサービスが行われていることが一般的である。また、地図の作製・更新等を目的とする民間地図業者等の利用も多く、有用な地理空間情報として幅広く利用されている。

② 法令の規定による閲覧、開示等

道路台帳は、道路法第28条第3項の規定により、その閲覧を求められた場合においては、道路管理者はこれを拒むことができないとされている。その趣旨としては、道路及びその沿道については私人の権利・利益と密接に関連する種々の特別な法的規制が及ぶことにかんがみ、私人が救済手段などの措置を講ずるため道路台帳の内容を確認する権利を保障するためとされている。

③ 道路台帳の個人情報該当性

道路台帳は、その記載内容等を規定した道路法施行規則第4条の2に掲げる事項に関する範囲においては、図面における私有地の地番に係る部分が記載されている場合を除き、一般に特定の個人を識別することができる情報は含まないものと考えられる。一方、各道路管理者の裁量により、上記法定記載事項に加え道路に隣接する私有地又は建物に係る所有者名、地番等の情報が記載されている場合もあり、記載内容によっては特定の個人を識別することができる部分が含まれる可能性がある。なお、図面には、私有地上に所在する建物に係る形状（建物外周線）が掲載されている場合もあるが、それが単独で公にされたとしても特定の個人を識別することは一般には困難であると考えられる。

④ 地方公共団体における運用実態

多くの地方公共団体においては、実態として、利用者の属性又は利用目的の如何にかかわらず行政窓口において広く閲覧を認めている。なお、道路台帳の写しの交付については法令上特段の規定はなく、各道路管理者の判断に委ねられているが、多くの地方公共団体においては、無償又は低廉な手数料にて写しの交付サービスを実施しているようである。なお、法定記載事項に加え、私有地の地番及び所有者名等を記載している地方公共団体もあり、これらの団体では、情報公開対応において特定の個人が識別できる部分をマスキングした措置を実施している。

⑤ 利用・提供に関する基本的考え方

道路台帳については、それを構成する調書及び図面ともに、法定記載事項の範囲においては、多くの場合、個人情報に該当する情報は含まれないと考えられ、実態として、行政窓口において広く写しの交付が認められている等すでに利用・提供が相当程度進んでいることから、今後とも行政機関相互間はもとより広く一般への利用・提供

を進めるに当たって特段の問題はないと考えられる。しかしながら、道路管理者の裁量により、法定記載事項に付加した情報が記載されている場合において、特定の個人を識別することができる民有地に係る地番や建物所有者名等が含まれるときは、特定の個人が識別されないよう技術的な措置等を講じた上で提供を行うべき場合があることに留意する必要がある。

(4) 災害時要援護者情報

① 情報の概要

災害時要援護者情報とは、一般に災害時要援護者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。以下同じ。）の居住地や生活環境等に関する情報をいい、多くは地方公共団体の福祉部局が台帳として管理している。本件情報については、特定の個人に係る機微な情報が含まれている性格から、基本的には当該部局内部における利用を主眼としているが、これらの情報を地方公共団体の防災関係部局や外部の自主防災組織等を含め平時から共有しておくことにより、災害発生時に要援護者の安否の確認や情報伝達、避難の支援・誘導をスムーズに実施することが可能となることが期待されている。

② 法令の規定による閲覧、開示等

災害時要援護者情報については、法令の規定による閲覧、開示等の規定はない。ただし、内閣府「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」が平成18年3月に取りまとめた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」によると、避難支援プランを策定し、避難支援体制の整備を進めていくためには、本件情報の収集・共有が不可欠であるとされている。その際の方式として、i)個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する本件情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の間で共有する方式、ii)要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式、iii)防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式等が挙げられている。このうちi)の方式については、行政機関個人情報保護法第8条第2項第4号に規定する「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」に相当する個人情報保護条例上の規定に該当する可能性があることを参考にしつつ、市町村において、保有個人情報の目的外利用・第三者への提供のために個人情報保護に係る諮問機関の審議を経る等積極的に取り組むこととされている。一方、ii)及びiii)の方式については、行政機関個人情報保護法第8条第2項第1号に規定する「本人の同意があるとき」に相当する個人情報保護条例上の規定に該当するため、必要と認められる限りにおいて利用目

的以外の利用・提供が制限されることはない。以下では i) の場合における取扱いについて述べる。

③ 災害時要援護者情報の個人情報該当性

災害時要援護者情報にどのような情報が該当するのかについては明確な定義はないが、一般に当事者の住所、氏名、身体の状態、家族構成、介護者の状況、緊急連絡先等から構成されている。

本件情報のうち、当事者の住所、氏名については特定の個人を識別することができる部分（以下「個人識別部分」という。）に該当することは明らかであり、その余の部分についても、当事者の極めて機微にわたる私的な情報であることから、仮に個人識別部分を除いたとしてもこのような情報を流通させることは、一般に個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

④ 利用・提供に関する基本的考え方

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」によると、本件情報の避難支援のための目的外利用、災害時における避難支援に直接携わる民生委員、自主防災組織等の第三者への提供に関し、積極的に取組むことが望まれているとされている。そのような場合における本件情報の行政機関等での共有については、一般に行政機関個人情報保護法第8条第2項第2号又は第3号の各号に規定する「当該保有個人情報を利用することについて相当の理由のあるとき」に係る例外規定に相当する個人情報保護条例上の規定に該当することから、少なくとも適切な行政目的に則したものである限りにおいて、行政機関等の内部における利用及び行政機関等相互間の提供については特段の問題はないものと考えられる。一方、民生委員、自主防災組織等避難支援に直接携わる機関等第三者へ提供することについては、平常時及び緊急時ともに行政機関個人情報保護法第8条第2項第4号に規定する「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」に相当する個人情報保護条例上の規定に該当する場合が多いと考えられるが、本件情報が当事者の極めて機微にわたる私的な情報を含むことにかんがみれば、第三者への本件情報の提供に当っては、緊急時を除き、条例や契約による守秘義務の付加や避難支援以外の利用目的を禁ずる誓約書の提出をあらかじめ求めること等により、情報の転々流通防止等に係る安全管理措置の徹底に留意する必要がある。

4.3 統計情報

(1) 国勢調査

① 情報の概要

国勢調査は、統計法第5条の規定により、我が国に居住しているすべての人を対象として、人及び世帯に関する全数調査として行われるもので、国の最も基本的な調査であ

り、総務大臣により、10年に1回（簡易調査を含めると5年に1回）実施される。調査結果の集計については、基本的に都道府県又は市区町村単位であるが、小地域集計として集計事項のうち基本的なものを町丁・字等（又は基本単位区）別に集計するものやメッシュ単位で集計するものもある。

② 法令の規定による閲覧、開示等

統計法第8条の規定により、指定された調査票による調査結果は集計の上、速やかに、政令で定める事項を、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととされている。

③ 集計結果の個人情報該当性

国勢調査の集計結果については、その過程において統計処理され、個人が識別されない形で使用されることが前提であることから、特定の個人が識別されることはない。なお、小地域集計等における集計結果値が極めて少ない地域の情報については、特定の個人が識別されないよう秘匿処理が施されている。

④ 利用・提供に関する基本的考え方

本件統計情報は個人情報に該当しないことから、その利用・提供に際しては特段の制約はない。

なお、平成19年5月の統計法の全面改正（平成21年4月全面施行）に伴い、調査票情報の提供（統計法第33条）、委託による統計の作成等（統計法第34条）、匿名データの作成・提供（統計法第35条及び第36条）に関する規定が追加された。これらの運用等については、「統計法第33条の運用に関するガイドライン（平成20年12月24日総務省政策統括官決定）」、「委託による統計の作成等に係るガイドライン（平成21年2月17日総務省政策統括官決定）」及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン（平成21年2月17日総務省政策統括官決定）」を参照されたい。

(2) 住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数

① 情報の概要

住民基本台帳は、住民基本台帳法第6条の規定により、市町村が、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して整備されるものである。市町村は、当該台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数を定期的に集計しており、住民基本台帳法第37条の規定により、各市町村で実施したそれらの集計結果を、総務省自治行政局において取りまとめている。

市町村から集約された結果は、そのまま各市町村を単位とし、それぞれの人口、世帯数等について集計している単位として集計されている。

② 法令の規定による閲覧、開示等の規定

住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数に関する閲覧、開示等の規定はないが、総務省自治行政局により全国の市町村に係る人口、世帯数、年齢階級別（5歳階級別）人口の集計結果が公表されている。

③ 集計結果の個人情報該当性

総務省自治行政局において公表している住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数の集計結果については、その過程において統計処理され、個人が識別されない形で使用されることが前提であることから、特定個人が識別されることはない。しかしながら、市町村が独自に公表している集計結果については、例えば当該市町村内の町丁目、性別、年齢階級別の集計単位によっては、個人の識別までは至らないものの、集計後の合計数が極めて少数（1～2名程度）になる例もみられる。

④ 地方公共団体における運用実態

多くの市町村において、ホームページ等で、自市町村内のさらに細かい地域別、男女別、年齢別等の区分による独自の集計結果が公表されている。

⑤ 利用・提供に関する基本的考え方

上記により、本件統計情報は個人情報に該当しないことから、その利用・提供に際しては特段の制約はない。しかしながら、例外的な場合ではあるが、市町村が独自に公表している集計結果のうち、集計後の合計数が極めて少数になる場合において、個人の年齢が類推される等により個人の権利利益を害するおそれがあると認められるときは、統計処理に係る技術的措置（統計情報のグルーピング、トップ・コーディング（5.3参照））を講じることが適切である。

4.4 空中写真・衛星画像

(1) 空中写真

① 情報の概要

空中写真は、航空機等の航空カメラからほぼ鉛直下方の地表面を写した垂直写真のことであり、現実社会を把握する地理空間情報として活用分野が拡大している。行政分野では、空中写真測量、地形・土地利用の判読解析、国土の利用、保全、防災計画、災害状況調査、地理情報システムの背景画像、固定資産業務等で利活用されている。空中写真の撮影縮尺は、その利用目的に応じ異なり、公共測量における地図作成の代表的なものとして、都市計画基本図などの地図情報レベル 2500（1/2,500の地図と同等の精度）を作成する場合は、撮影縮尺 1/10,000～1/12,500（数値化された空中写真の地上画素寸法では20cm～25cm程度）として、公共測量の作業規程の準則において標準の写真縮尺

と定められている。なお、デジタル航空カメラの出現により、撮影される画像の解像度が高くなり、現在の技術では、地上画素寸法 5cm 程度の空中写真が撮影、提供されている。

② 法令の規定による閲覧、開示等の規定

基本測量として撮影された空中写真は、測量法第 27 条第 3 項の規定で、国土地理院の長は基本測量の測量成果及び測量記録を国土交通省令で定めるところにより、これを一般の閲覧に供しなければならない。

一方、公共測量として撮影された空中写真は、測量法第 42 条の規定により、国土地理院の長は、公共測量の測量成果の写し及び測量記録の写しを保管し、国土交通省令（測量法施行規則第 2 条の 3）で定めるところにより、これらを一般の閲覧に供しなければならない。

③ 空中写真の個人情報該当性

空中写真撮影における現在の技術水準では、地上画素寸法 5cm 程度の撮影がデジタル航空カメラを用いることにより可能となり、人影程度のものが識別できるようになったが、人の顔の識別や自動車のナンバーの判読は依然困難である。また、撮影時に記録される情報は、撮影諸元や空中写真の標定要素など、個人の特定には繋がらない情報のみであるため、撮影時に記録される情報と他の情報と照合した場合でも特定の個人を識別するには至らず、現在の技術水準で撮影される空中写真は個人情報に該当しない。

④ 地方公共団体における運用実態

公共測量により撮影した空中写真の閲覧・提供を実施している地方公共団体は少ない。なお、閲覧・提供を実施している地方公共団体は、1/2,500 都市計画基本図（地図）の作成等のために撮影した空中写真が多く、測量法、国土交通省公共測量作業規程などに基づき、1/10,000 程度の縮尺で撮影している。

なお、稀ではあるが、都市計画や市街地整備の資料、市政紹介のパンフレット等に利用するため、管内の都市拠点や駅周辺、市街地整備計画地、臨海部などの斜め撮影（斜め写真）しているケースもある。

また、固定資産税の課税客体（課税の対象となる土地、家屋及び事業用の償却資産）を把握するため、多くの地方公共団体において空中写真を活用している実態がある。

⑤ 利用・提供に関する基本的考え方

上記により、空中写真は個人情報に該当しないことから、個人情報保護の観点からその利用・提供に際して特段の制約はない。ただし、上空から撮影される空中写真の特性上、塀で囲まれ公道から見えない場所などの情報が含まれることから、撮影対象・撮影

縮尺によっては、プライバシーや防犯への配慮について十分な検討が必要となる場合がある。

(2) 衛星画像

① 情報の概要

衛星画像は、地球観測衛星に搭載されたセンサにより地上を観測したデータを画像化したデジタル画像データであり、地形・土地利用の判読解析、防災・危機管理、地球資源の把握、地球環境の監視、地図作成及び GIS の背景画像等の多くの分野・場面で活用されている。なお、現在提供されている商用衛星を含む衛星画像うち、最も高い品質は 50cm 程度の分解能である。

② 法令の規定による閲覧、開示等の規定

衛星画像に関する閲覧、開示等の規定はない。

③ 衛星画像の個人情報該当性

現在、提供されている商用衛星を含む衛星画像うち、最も高い品質は 50cm 程度の分解能であり、撮影される情報から特定の個人を識別するには至らず、現在の技術水準で撮影される衛星画像は個人情報に該当しない。

④ 地方公共団体における運用実態

GIS を構築している地方公共団体において、地図データの背景として空中写真のほかに衛星画像を利用しているケースがある。また、衛星画像による研究事例として、防災地理情報の活用に向けた 3 次元表現、主題情報（植生、樹種等）の自動識別などの研究に利用されている。

⑤ 利用・提供に関する基本的考え方

上記により、本件衛星画像は個人情報に該当しないことから、個人情報保護の観点からその利用・提供に際して特段の制約はない。ただし、上空から撮影される衛星画像の特性上、塀で囲まれ公道から見えない場所などの情報が含まれることから、撮影対象・分解能によっては、プライバシーや防犯への配慮について十分な検討が必要となる場合がある。

5. 地理空間情報の提供・流通にかんがみた段階別の個人情報保護対策

5.1 整備段階における対策

地理空間情報の整備段階における個人情報保護対策として、(1)個人を識別できる情報の有無等を判断、(2)本人の同意を得る措置、(3)特定した個人識別部分を地理空間情報と分別

して管理できるように整備、(4)個人情報保護の主管課や諮問機関へ相談等の各プロセスについて解説する。

(1)個人を識別できる情報の有無等を判断

ある地理空間情報に個人を識別できる情報が含まれるか否かを判断し、含まれる場合に当該部分を特定するためには、対象となる地理空間情報のみに着目するだけでは不十分であり、他の情報との重ねあわせや照合によって個人が識別されることになるかという観点にも着目する必要がある。(詳細は、「3. 個人情報保護の観点から何らかの措置が必要な地理空間情報かどうかの判断指針」の項を参照)

(2)本人の同意を得る措置

地理空間情報の特徴や利用目的に応じて個人情報を含む地理空間情報を取得することを要する場合には、法令等に定めがあるときを除き、あらかじめ本人の同意を得るなどの措置を検討しておくことが有効である。

(3) 特定した個人識別部分を地理空間情報と分別して管理できるように整備

特定した個人識別部分を個人識別部分を含まない地理空間情報と分別して管理できるように整備するためには、①電子化する対象から氏名等の個人情報をあらかじめ除外する、②電子化する際、個人情報とその他の情報を予め分離したレイヤ構成で作成する、といった対応が考えられる。

(4) 個人情報保護の主管課や諮問機関へ相談等

個人情報が含まれる地理空間情報を整備し庁内で共有して利用する際には、個人情報保護をつかさどる主管課へ事前に相談したり、個人情報保護に係る諮問機関から答申を得たりすることも有効である。また、整備作業は業者への外部委託が多いことから、委託契約に係る仕様書、契約書、作業規程などに個人情報に関する取扱いについて規定することも必要である。

5.2 管理段階における対策

地理空間情報の管理段階における個人情報保護対策は、各行政機関等が定める指針や管理規則等に従って適切に処理することが求められる。本節では GIS を用いた管理に着目し、(1)GIS 主管部署による支援、(2)アクセス権限の管理、(3)アクセスログの取得について解説する。

(1) GIS 主管部署による支援

GIS 上で利用に供される地理空間情報に特有の個人情報保護対策として、個人情報が含

まれる地理空間情報のデータ仕様・構成に関し専門知識を有する GIS 主管部署が各原課を支援することが期待される。一部の地方公共団体では、GIS 主管部署が GIS の運用管理規定を定め、職員に対して活用講習会を実施したり、相談を受け付けたりする事例がみられる。

(2) アクセス権限の管理

アクセス制御の機能を有する GIS を活用することで、個人情報が含まれるレイヤ又は属性項目ごとにアクセスできる対象者を制限することができる。個人を識別できる情報を含む地理空間情報について、担当課だけが個人を識別できる情報を参照できるようにアクセス権限を設定することで、地理空間情報を共有しながら個人情報を保護することが可能となる。なお、個人情報を含む書面や図面の場合は、施錠や管理簿等による管理を行う必要がある。

(3) アクセスログの取得

個人情報の不正アクセス等を回避する対応として、いつ、だれが、どのような個人情報を含む地理空間情報进行操作したのか、アクセスログや操作記録を日常的に取得し、監視しておくことが有効である。

5.3 提供・流通段階における対策

地理空間情報の提供・流通段階における個人情報保護対策について、利用・提供する主体ごとに、(1)同一行政機関等内で利用・提供、他の行政機関等への提供、(2)行政機関等以外の者への提供をそれぞれ行う場合に分けて解説する。また、(3)技術的な措置等の方法として、加工措置等によって個人識別部分を秘匿して提供する方法について解説する。

(1) 同一行政機関等内での利用・提供、他の行政機関等への提供

管理段階と同様に、原則として、行政機関等が定める個人情報保護の指針や管理規則に従って、利用・提供することが求められる。

統合型 GIS が導入されている場合は、他部署が整備した地理空間情報を容易に庁内で共用することが可能である。この際、個人識別部分が含まれる情報は担当課のみが閲覧できるようにアクセス制御を行う、必要に応じて重ね合わせできるように外部からファイル連携機能で利用するといった取組事例が見られる。また、災害時要援護者情報のような情報について、平常時は共有せず、非常時には設定を変更することにより関係部局で共有できる態勢をとっている事例が見られる。

また、税務情報のように厳格な機密保持が必要な情報については個別 GIS で管理しておき、地番現況図のように他部署や他行政機関等における行政執行に活用できる情報については統合型 GIS を活用して共有するといった事例が見られる。なお個人情報に該当する可

能性のある情報については、事前に個人情報保護担当部署等に相談することなどが重要である。

一般に、個人識別部分が含まれる地理空間情報を取り扱う場合は、日常的な注意喚起が重要で、印刷時に、「個人情報あり取扱注意」と注意書きを印字する等の対策事例が見られる。

(2) 行政機関等以外の者への提供

行政機関等以外の者への提供について、①法令等の規定に基づく場合、②法令等の規定によらず公的な目的で提供する場合、③インターネットでの公開に分けて、それぞれ解説する。

① 法令等の規定に基づく場合

法令等に閲覧等の規定がある場合は、同規定の趣旨に沿って提供する必要がある。

法令等に閲覧等の規定がある場合であっても、当該法令等に規定する趣旨を逸脱した閲覧行為を制限したりするといった対策が必要である。なお、利用目的外利用・提供の例外規定に基づき、個人情報を含んだ地理空間情報を提供する場合において、利用目的の制限や利用条件が付されるときにはそのことを明示することにより、個人情報が適切に取り扱われるよう留意する必要がある。

② 法令等によらず公的な目的で提供する場合

公的な目的に基づき、自主防災組織や民生委員等へ個人情報提供する場合は、条例上の制限や守秘義務に係る契約・誓約書の提出等を活用して、個人情報を受ける側の守秘義務を確保することが重要である。また、各地方公共団体が定める所定の個人情報の取扱手順に従って処理することが必要である。

③ インターネットでの公開

インターネットを通じて地理空間情報を一般に公開する場合には、不特定多数の者が閲覧できるという特性に十分に留意した対応が必要と考えられる。このような背景を踏まえ、必要に応じて、外部公開用サーバと庁内利用サーバを分離して個人識別部分を除外した提供を行うなどの措置が求められる。また、特定個人の識別につながる可能性のある情報については、拡大機能を制限して、一定以上に拡大すると非表示にする等の対策が有効である。(5.3(3)④参照)

(3) 技術的な措置等の方法

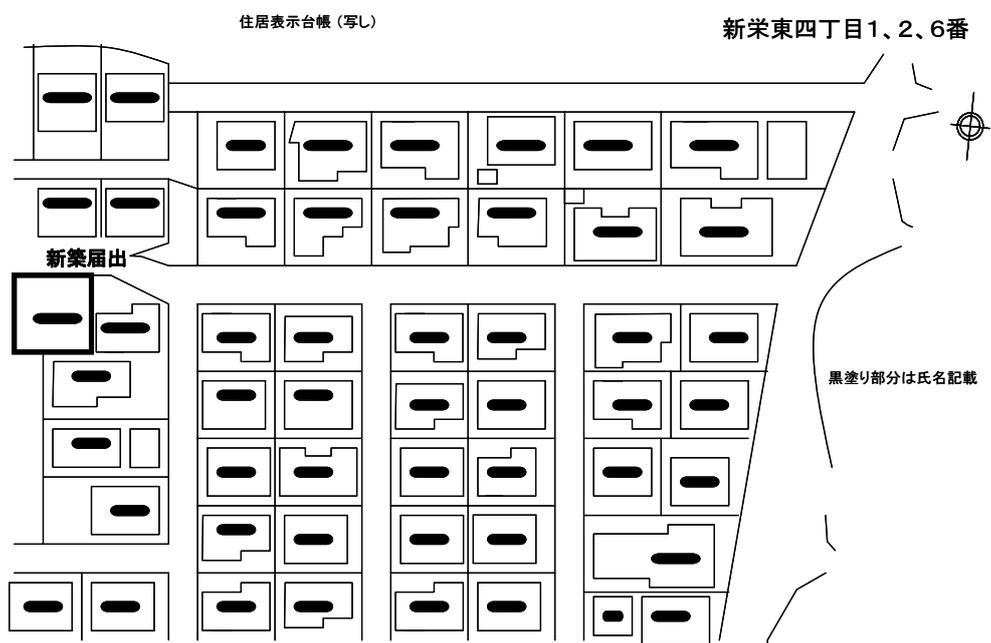
技術的な措置等を施すことによって個人識別部分が含まれている情報であっても提供可能となる場合がある。技術的な措置に関する対策として、①マスキング、②レイヤ処理、

③統計処理、④デジタル画像の解像度低減について解説する。

① マスキング

マスキングとは、個人識別部分を切り落としたり、覆いかぶせたりすることによって、第三者が閲覧できなくする加工措置である。紙情報での提供では、個人識別部分を1つ1つ黒塗りする必要があるため、その対象が多いと多大な労力が必要となる。

個人名が記載された住居表示台帳にマスキングを施したイメージ



② レイヤ処理

地理空間情報について GIS を活用した管理が可能である場合には、個人識別部分とそれ以外の部分のレイヤを分けて管理を行い、個人識別部分に該当すると思われる項目が記載されたレイヤの表示や提供を制限する等の管理が効率的である。

③ 統計処理

統計情報に関する個人情報保護のための技術的な統計処理としては、以下のような方法が考えられる。

- ・ 統計情報のグルーピング
- ・ 統計情報のトップ・コーディング
- ・ 地域単位による集計

(統計情報のグルーピング)

統計情報のグルーピングとは、個人の識別につながる可能性がある値をグルーピングし、階級区分として表記するというものである。たとえば対象者が34歳の場合、31～35歳と表記するというものである。

(統計情報のトップ・コーディング)

統計情報のトップ・コーディングとは、個人の識別につながりやすい統計数値（例：統計上、特異な数値や特に大きな値、小さな値）について、「〇〇以上」あるいは「〇〇以下」としてまとめて表記するというものである。たとえば100歳以上の高齢者世帯については、5歳刻みにするのではなく、「100歳以上」と表記するというものである。海外では、トップ・コーディングされるのは対象全体の0.5%以上としている例などがある。

(地域単位による集計)

地域単位による集計とは、町丁目単位、メッシュ単位等による集計区分による集計を施した数値として提供するというものである。ただし集計後の合計数が僅少である場合には、個人の特定につながりやすい場合も想定される。そのような場合は上記のグルーピングやコーディング、あるいは秘匿という措置が考えられる。総務省統計局をはじめとする政府の主要な統計では、サンプル数の少ない情報については秘匿処理が行われている。

総務省「統計データの二次利用促進に関する研究会」によれば、平成19年時点で各府省が実施している集計結果表の秘匿処理は概ね次表のとおりである。

各府省が実施している集計結果表の秘匿処理

調査対象	標本	全数
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ① 客体数が少ない場合、結果を非表示（“x”等に置換え）（賃金引上げ等の実態に関する調査等） ② ①の他、合計値からの引き算により秘匿対象が判明する場合は、二次秘匿処理（サービス業基本調査） ③ 客体数が3未満の場合、客体数は表章するが経営に係る項目は非表示（農林水産関係の統計全般） ④ 事業所数が一定数以下でかつ従業者数が一定数以下の場合非表示（屋外労働者職種別賃金調査等） ⑤ 労働者数を10人単位で表章（賃金構造基本調査） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客体数が少ない場合、結果を非表示（“x”等に置換え） <p>合計値からの引き算により秘匿対象が判明する場合は、二次秘匿処理（工業統計調査、商業統計調査、学校教員統計調査等）</p>

調査対象	標本	全数
世帯	○ 表章単位の丸め（1000世帯、万人等）（労働力調査、国民生活基礎調査等）	○ 表章区分の統合（小地域集計（国勢調査））

（出所）総務省「統計データの二次利用促進に関する研究会」（第3回）資料4

④ 画像の解像度低減

現時点の技術で撮影された空中写真や衛星画像は、真上から撮影されるため、特定の個人を識別することはできない。

ただし、プライバシーや防犯の観点から一定の配慮が必要であると判断する場合には、画像の解像度を低減して公開するなどの措置が必要となる。

6. 国の行政機関や地方公共団体の取組事例

ここでは国の行政機関や地方公共団体における地理空間情報の整備、管理、利用・提供の各段階における特徴的な取組等を紹介する。

(1) 地理空間情報の整備段階における取組事例

(庁内の GIS に載せる地理空間情報は、情報政策課の判断で取捨選択した上で、担当課と協議して閲覧可能範囲を設定している)【倉敷市】

- ・ 原課から情報を受け取る時点で、情報政策課にて共有に適した情報か否かを判断し、取捨選択している。イントラネット上で扱う情報は、原則として職員だけしか閲覧できないようになっているが、どの職員が閲覧するかは限定できないので、個人情報をはじめから載せてない。
- ・ 情報政策課で導入した全庁 GIS へ載せる情報については、運用を開始する前に各担当課へヒアリングを行い、「全庁的に共有する情報」「特定の所属部局のみで共有する情報」「担当課のみで利用する情報」の大きく3つに分類した。「特定の所属部局のみで共有する情報」については、関係者間で協定を結ぶ等で閲覧権限を与えている。

(庁内 GIS に個人情報を登録して公開したい場合は、事前に審議会に諮る)【横須賀市】

- ・ 庁内事務の円滑化・高度化の観点から庁内 GIS で個人情報を共有する際には、横須賀市個人情報保護運営審議会に諮問し、目的外利用について共有が妥当との答申を得てから庁内 GIS のサーバに個人情報を登録する。そして答申に従った運用をする。

(各課のデータベースでは自由にレイヤを作成しているが、全庁共有のためには企画財政課の許可が必要となる)【沖縄県南風原町】

- ・ GIS サーバ中にある各課のデータベース中では、それぞれ自由にレイヤを作成している。それらのレイヤは他の課の職員は閲覧・利用することはできない。
- ・ 各課のデータベースから全庁共有データベースに情報をアップロードしたい場合は、まず企画財政課にその旨の申告をし、企画財政課にてその妥当性が認められた場合のみ全庁共有データベースに情報を載せることができる。

(2) 地理空間情報の管理段階における取組事例

(原則各課に運用を任せており、課を跨いだ活用の際には情報政策課がサポートを行なう

【横須賀市】

- ・ 庁内 GIS のサーバは情報政策課が管理している。アクセス制限は、課内の場合設けていないが、課の範囲を超えたアクセスについては、情報所管課の申請に基づき情報政策課が管理・設定している。
- ・ 情報政策課では、現在の庁内 GIS 導入段階から継続的に活用講習会（基礎編、応用編）を開催している。活用講習会のほか、活用支援（業務への導入方法の検討、操作方法に関する問い合わせ・トラブル対応窓口）も行い、活用促進に努めている。
- ・ 目的外利用の利用・提供制限の例外事例を周知するために、全職員を対象に毎年情報セミナーを開いている。

(垂直型統合管理から水平型分散管理へ、情報政策課は利用の推進役に) 【三重県】

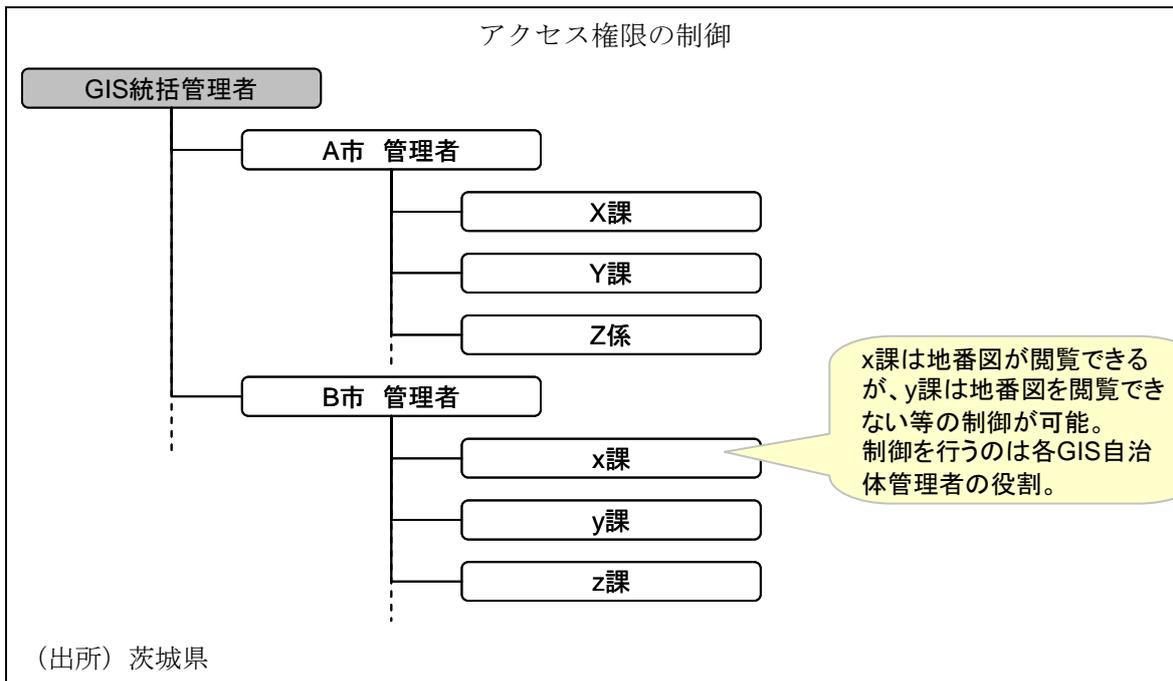
- ・ 新システムでは「垂直型統合管理」から「水平型分散管理」へと考え方を転換した。情報政策室は、各課の水平型分散管理のレベルがそろそろような環境整備（M-GIS の配布、データ形式の統一、運用上の相談対応など）を行う。
- ・ 「県GIS運用管理要領」を制定しているが、これは組織体制も含めた「統合型GIS」ではなく情報システムとしてのGISの運用に関する規定である。担当課での情報管理・運用は、個人情報保護条例や情報公開条例に則って行われている。
- ・ このような運用としているのは、担当課において地理空間情報を含めた、保有情報の棚卸が終わっていると考えられるためである。

(企画財政課が責任部局としてGISを一括管理) 【沖縄県南風原町】

- ・ GISの管理権限は企画財政課のみが持っており、分権化はしない。
- ・ 各課のデータベースには他の課からはアクセスできない。また全庁共有データベースにおいても、特定の職員のみ閲覧可能となるようアクセス制限をかけることができる。

(権限設定は、県及び市町村がそれぞれ管理) 【茨城県】

- ・ 権限設定は、県が統括管理者となり全体を統括し、市町村ごとに管理者を設置し、庁内の権限設定ができるようにしている。市町村間をまたぐアクセス権限の設定は、県の統括管理者が行う。
- ・ アクセス権限の制御によって、行政機関内及び他の行政機関への利用・提供が効率的に実現可能となっている。

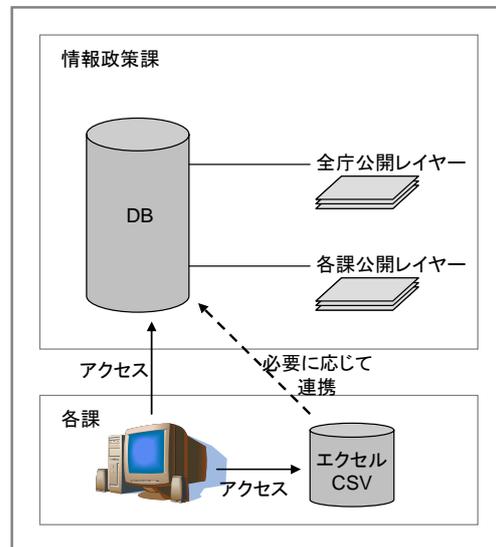


(3) 地理空間情報の提供・流通段階における取組事例

(個人情報が含まれる情報は、外部ファイル連携で必要に応じて表示する)【横須賀市】

- ・ 市内 GIS が提供する機能のうち、外部ファイル連携機能を用いると、市内 GIS のデータベースに格納されていない情報であっても、属性情報として表示が可能となる。
- ・ この外部ファイル連携機能を用いることで、個人識別部分が含まれる情報を担当課の管理下におきながら、必要に応じて市内 GIS 上で表示が可能となる。

横須賀市の統合型GISのイメージ



(GISの管理運用に関する要綱を整備)【常総市】

- ・ 「常総市統合型 GIS (J-MAP) の管理運用に関する要綱」の中で、「市長が適当でない」と認めるもの以外は、web 上で公開するもの」としている。

(地番現況図相当の地理情報を、税務主導ではなく情報政策主導で整備)【常総市】

- ・ 地番図を合併時に、情報政策課が主導によって、市域全体で 1/1000 の縮尺で整備。
- ・ これによって、地方税法の制約を受けずに公開を情報政策担当が判断。

(目的外利用の利用・提供制限の例外事項を庁内で周知)【東京都】

- ・ 10 条 2 項各号の解釈について、趣旨と運用を通達で明らかにし、以下を実施。
- ・ ①東京都の全課に「個人情報保護の手引」を配布
- ・ ②東京都の公式HPに「個人情報の手引(抄)」を掲載
- ・ ③「東京都職員のための情報セキュリティ・個人情報保護ハンドブック」に 1 号から 6 号を掲載し、職員配布
- ・ ④職員用個人端末用に「情報公開の推進」のコーナーを設け、条例、通達や所定書式を掲載
- ・ ⑤職員用個人端末用に、情報公開・個人情報関係規程集DBを掲載
- ・ ⑥職員向け説明会を毎年開催(20 年度は 7 回で約 710 人、21 年度は 10 回で約 630 人が参加)。

(災害時要援護者情報の共有手段として GIS を活用)【岐阜県】

- ・ 岐阜県内の 7 市町村では、この県域統合型 GIS にて災害時要援護者情報を管理。
- ・ 平常時には、各市町村の担当者のみ、編集や閲覧が可能。
- ・ 非常時には、設定を変更し、隣接市町村、県の防災部局、消防機関、警察機関でも閲覧が可能となる。

(県域共有型 GIS が、地番図の庁内共有のための基盤となっている)【茨城県】

- ・ 地番図を、県域統合型 GIS で共有している市町村は約 20 団体にのぼる。

(地番図データは、個人情報担当部署の承認を得た上で、他部局への提供を行なっている)

【横須賀市】

- ・ 地番図データの他部局への提供については、行政管理課のチェック項目に「答申済」とある課に対しては問題なく提供している。そこに含まれていない課は、個人情報保護審議会へ諮問して目的外利用が妥当との答申を受けた後、提供する。
- ・ 庁内 GIS では地番図データのうち、所有者名と住所は限られた部局しか閲覧できないよう設定してある。地籍や地番、図形上の線(境界線ではなく任意の線)は全庁公開されている。それぞれ個人情報保護審議会の答申結果を反映したものである。

(GIS の情報は各課で自由に閲覧・印刷が可能だが、個人情報の外部への持ち出しは原則禁止)【横須賀市】

- ・ 各課に設置された情報端末から閲覧・印刷が可能である。個人情報が含まれている場合、

印刷物には「取扱注意。この地図には個人情報が含まれています。」と赤字で注意書きが入る。

- 個人情報の外部への持ち出しは原則禁止されており、データのダウンロードはできない。

7. その他

個人情報保護についての考え方は、社会情勢の変化、技術の進歩等に応じて変わり得るものであり、地理空間情報を取り巻く状況等諸環境の変化に対応して本ガイドラインは必要に応じ、随時検討を加え、その結果に基づいて見直し等の措置を講ずるものとする。

Q & A 集

	Q	A
1.1 目的及び適用範囲		
1	ガイドラインの対象となる「地理空間情報」とはどのようなものですか。	本ガイドラインで対象とする地理空間情報とは、地理空間情報活用推進基本法第2条第1項に規定する、①空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。）又は①及び①の情報に関連づけられた情報からなる情報をいい、具体的には、「地理空間情報活用推進基本計画」第Ⅱ部第2章2に記載されている土地利用図、地質図、ハザードマップ等の主題図、都市計画図、地形図、地名情報、台帳情報、統計情報、衛星画像等の多様な情報が該当します。
2	ガイドラインの対象となる「提供・流通」とはどのようなものを指すのでしょうか。	個々の法令に基づく閲覧、縦覧、写しの交付等に係る規定にかかわらず、行政機関等が不特定多数の者に任意で提供し、自由な利用に供すること（ウェブサイト上で公表することを含む。）を指します。
1.2 本書の位置付け（性格）		
3	どのような場合でも、ガイドラインに則った対応をしなければならないのでしょうか。	本ガイドラインは、行政機関個人情報保護法の規定に照らし、地理空間情報に係る個人情報該当性の判断やその取扱いに関する標準的な考え方を示したものであり、法的拘束力を有するものではありません。したがって、各地方公共団体において、個人情報保護に関連する条例、規則等に照らした判断を行うに際して、このガイドラインが示す考え方を参考にしてください。
2.1 用語の定義及び関係法令の概要		
4	個人情報保護法制にはどのようなものがありますか。	個人情報の保護に関する法令体系は、一般法として個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）のほか、個別法として国、独立行政法人等の各保有主体に応じ、それぞれ行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（独立行政法人等個人情報保護法）があります。なお、地方公共団体に対しては、各団体が定める個人情報保護条例が適用されます。
5	個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）とは、どのような法律ですか。	個人情報保護法は、第1条において、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作

Q	A
	<p>成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする旨規定されており、個人情報の取扱いの規律に関する官民を通じた基本理念等を定めたものです。</p>
<p>3.1 地理空間情報における個人情報保護の考え方</p>	
<p>6 個人情報の定義とはどのようなものですか。</p>	<p>個人情報保護法制における個人情報とは、次のとおり定義されています。</p> <p>●個人情報の保護に関する法律（第2条第2項） 「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」</p> <p>●行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（第2条第1項） 「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」</p> <p>なお、個人情報の保護に関する法律では、「他の情報と容易に照合することができ」と定められていますが、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律では、照合の容易性を要件とはしていません。地方公共団体の個人情報保護条例においても照合の容易性を要件としている例はほとんど見られません。また、個々の個人情報保護条例によっては、条文上、個人情報の定義に「生存する個人」との限定がない場合もあります。</p>
<p>7 単独で個人情報に該当する地理空間情報にはどのようなものがありますか。</p>	<p>一義的にどの地理空間情報が個人情報に該当するとはいえませんが、氏名、生年月日等の個人の属性に関する記述やその他の記述等（個人別に付された番号その他の符号等を含む。）が含まれる場合には、単独で個人情報に該当する地理空間情報となります。</p> <p>（詳細はガイドライン P8 を参照）</p>
<p>8 個人の識別性に係る判断は「様々な事情」を勘案して行う必要があるとされていますが、「様々な事情」とはどのようなものですか。</p>	<p>例えば、ある地理空間情報が、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる場合、照合の対象となる</p>

	Q	A
		情報の存否や照合に係る難易の程度等が該当する と考えられます。また、特定の個人を識別するこ との可能性の観点からは、個々の地域における地 理的状況（人口・家屋の密度等）にも着目する必 要があります。
9	個人の識別性に係る判断において、他の情報 と照合することができ、それにより特定の個 人を識別することができる場合とは、どのよ うな場合ですか。また、他の情報との照合と は、どのような行為を指すのでしょうか。	例として、ある地理空間情報に個人の氏名が記載 されていなくても地番や家屋番号が記載されてい ることにより、不動産登記情報と照合することで、 個人を識別することができる場合などが考えられ ます。 他の情報との照合とは、一般に情報が記載された 紙面を視認により比較する行為が該当しますが、 特に地理空間情報は電子データとして整備されて いる場合も多く、データベース上で特定のキーを マッチングしたり、GIS 上で複数の情報を重ねて表 示したりする行為も該当します。
10	「何人も閲覧可能な情報」にインターネット 上で閲覧できる図面等は含まれますか。	インターネット上で誰もが目的の如何を問わずア クセス可能な場合には当然含まれます。
11	少数のグループに絞り込まれる場合の少数 とはどれくらいの規模を指すのでしょうか。	対象とする情報によって異なるため、一概にはい えませんが、例えば平成 17 年に実施された国勢調 査の町丁・字単位での集計では、客体数が 6 以下 の場合には秘匿措置がなされています。このほか、 鳥取県の情報公開条例の運用では、全国学力テス トの結果について、特定の個人が類推されかねない 10 人以下の学級に係るデータを非開示として いる例もあります。
12	GIS 上で地理空間情報を管理・表示すること により、個人情報保護の観点からどんなメリ ットやデメリットがあるのでしょうか。	一般に GIS は、様々な地理空間情報を地図上で簡 便に重ね合わせることが可能となることによ り、高度な分析や効果的なプレゼンテーションが 可能となる特徴があります。GIS の特徴、機能から 個人情報を含む情報と含まない情報とにレイヤを 分けて管理することができ、利用・提供を円滑に 行うことができるメリットがあります。一方、GIS 上で複数の地理空間情報を幾重にも照合すること により、個人の識別までは至らないものの、ある 属性を有する者が少数のグループまで絞り込まれ ることによるリスクもあります。
13	個人情報に該当するかどうかの最終的な判 断は誰が行うのですか。	各行政機関等における個人情報の取扱いに係る法 令、条例、各種ガイドライン等にしたがって、行 政機関の長が判断することとなります。地方公共 団体において、個人情報に係る諮問機関が設置さ れている場合には、当該機関の意見を聴くことが 有用です。
3.2 個人情報保護法制に基づく地理空間情報の提供可否判断フロー		

	Q	A
14	地理空間情報は、必ずこのフローに基づいて提供可否を判断する必要がありますか。	国の行政機関や独立行政法人等は、本フローに基づいて判断することが妥当です。地方公共団体は、本フローを参考にしつつ、最終的には地方公共団体ごとの個人情報保護条例に基づいて判断することとなります。 なお、個別の法令等に関覧、縦覧、写しの交付等に係る規定がある場合は、本フローにかかわらず各法令等に基づく取扱いを行ってください。
15	インターネット上で、地理空間情報に関する閲覧サイトの利用許諾の同意確認等を行う際、氏名やメールアドレスを記入させることを検討していますが、問題はありますか。	行政が、事後的な連絡等に使用する目的で個人情報を収集する場合には、当該目的の範囲内の利用に供する限り基本的に問題はないと考えられます。ただしこのような場合でも個人情報を収集する場合には、必要最小限の範囲に限るとともに、その適切な管理にも留意する必要があります。
16	利用目的の範囲内なのか範囲外なのかはどのように判断すればよいのですか。	個々の法令等で定められた利用目的に照らして客観的に判断してください。判断に迷う場合は、法令等の所管部局へ照会することや個人情報に係る諮問機関に意見を聴くことが有用です。
17	慣行として公にされ、又は公にされる情報が予定されている情報とはどのような情報を指すのですか。	慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されている情報を指します。地理空間情報において具体的には、法務局において閲覧することができる不動産登記情報と照合することで明らかとなる土地の地番や所有者等の情報が該当します。
18	行政機関内部でも他部局の保有する個人情報を含む地理空間情報を自由に使うことはできないのでしょうか。	行政機関内部での利用・提供であっても、国の行政機関の場合には、行政機関個人情報保護法第8条2項2号の規定への該当性について検討し、個々に利用目的とその妥当性について判断する必要があります。地方公共団体においても個人情報保護条例に照らして適切な判断が必要です。
19	他の行政機関と共同で個人情報を含む地理空間情報を整備しようと考えているのですが、どのような点について事前に調整を行う必要がありますか。	まず、個人情報を取扱うこととなるため、情報の利用目的と利用が可能となる事務の範囲を明確化し、整備、管理、利用・提供の段階毎の個人情報保護の対策をどうするのか事前に調整しておくことが必要です。
20	利用目的外での利用が可能となる場合の「特別な理由」に該当するか否かは誰が判断するのでしょうか。	各行政機関等における個人情報の取扱いに係る法令、条例、各種ガイドライン等にしたがって、行政機関の長が判断することとなります。地方公共団体において、個人情報に係る諮問機関が設置されている場合には、当該機関の意見を聴くことが有用です。
21	秘匿処理が困難な情報とは、どのようなものを指すのでしょうか。	不開示部分を除いた結果、有意な情報が記録されていないと認められる場合（不開示部分を除いた部分がそれ自体では無意味な記号や数字等の羅列

	Q	A
		となるような場合等)が該当します。なお、情報が電磁的記録により管理されている場合において、既存のプログラムでは不開示部分を区分できない場合や不開示部分を区分するために過大な費用を要することとなる場合も該当すると考えられます。
22	条件を付して提供する場合の条件にはどのようなものがありますか。	利用目的や利用の範囲、第三者への提供の禁止等の条件が考えられます。具体的には、提供に当たり、あらかじめ定められた目的以外には使用しない旨の約定や、第三者への提供を禁ずる守秘義務契約を締結する等によって、情報の受け手側に一定の制約を課す場合などがあります。
4.1 地図		
23	建築物の外周線は、特定の個人を識別できる情報に該当するのでしょうか。	建築物の外周線は、建築物の屋根の外周線を表すものであり、一般に特定の個人を識別できる情報には該当しません
24	独自に作成した地図をインターネットで公開予定です。個人情報の観点で注意することはありますか。	基本的には個人情報保護の観点から注意することはありませんが、例外的に利用目的に応じて個人名や地番が記載されている地図を作成する場合には個人情報に該当するため、取扱いに留意する必要があります。
4.2 台帳情報		
25	フロンテージ番号とは何ですか。	街区の道路縁に等間隔で割り付けた番号で、住居表示に関する法律に基づき、住居表示を実施する際に付番されます。このフロンテージ番号をもとに、住居番号(○丁目△番□号の「□」に相当する番号)が割り当てられます。
26	情報の転々流通防止等に係る安全管理措置の徹底に留意するとき、具体的にはどのような点に注意することが望めますか。	条例や契約による守秘義務の確保、誓約書の提出等を活用して情報を受ける側のセキュリティ確保に係る一定の制約を課すことが望めます。また、技術的には、情報の受け手以外の者に流通しないよう暗号化した情報を提供することも考えられます。
27	災害時要援護者情報を、庁内利用又は他の行政機関へ提供することについて、何か制約はありますか。	極めて機微な情報が含まれることにかんがみ、必要最小限の部署や担当者に利用を制限することが必要です。
4.3 統計情報		
28	集計後の合計数が極めて少数になる場合(集計結果値が極めて少ない地域)において、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる時は、統計処理にかかる技術的処置が必要とのことですが、「集計結果値が極めて少ない地域」となる具体的な基準はありますか	対象とする統計情報によって異なりますが、例えば平成17年に実施された国勢調査の町丁・字単位での集計では、客体数が6以下となる場合には秘匿措置がなされています。また、客体数が母集団の0.5%未満になる場合にトップ・コーディングを施したりする例があります。

	Q	A
	か（たとえば人口何人以下の地域など）。	
4.4 空中写真・衛星画像		
29	<p>空中写真等をインターネットで公開する予定です。個人情報保護の観点で注意することはありますか。</p>	<p>現在の技術により撮影された空中写真等は、個人情報には該当しないと考えられます。しかし、プライバシーや防犯上の観点からの配慮が必要です。</p> <p>一般論として、プライバシーは、法律等で明確に定義づけられているものではなく、その範囲も限定できるものではないため「法令等に基づき公表されており、かつ、公開されていることが社会通念上妥当」な情報の中にもプライバシー侵害の可能性はあると考えられます。プライバシーの考え方としては、いわゆる「宴のあと事件」（昭和 39 年 9 月 28 日東京地方裁判所判決）では、私事であって、一般人の感性から当該私人の立場に立ったとき公開を望まないであろうと考えられることであって、一般に公開されていないことをさすものという要件が示されて以来、同要件が参考とされています。なお、空中写真等をインターネット等で公表する場合においてプライバシーの保護を要するときの措置の例としては次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空中写真等の画像をズームアップできないようにする。 ・解像度を調整して公開する。
30	<p>空中写真等でのプライバシーや防犯上の配慮としてはどのようなことが考えられますか。</p>	<p>空中写真等は広範囲が均一の精度で撮影されるという特徴があるためプライバシー侵害に相当する対象が記録されている可能性があります。そこで、データ公開については次のような配慮が考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請書などにより利用目的、公表の範囲を確認し当該範囲に限定して提供（防犯やセキュリティ管理等の観点から配慮が必要な施設等、特に注意を要する場合） 2 ぼかし、モザイク処理を行いプライバシー侵害にならないように処理して提供（高解像度での利用が必要な場合） 3 地上画素寸法を調整し利用目的で必要とする以上の情報が流出しないように処理して提供（インターネット配信等一般に広くアクセスさせる場合）
5.1 整備段階における対策		
31	<p>本人の「同意」とはどのようなことですか。</p>	<p>本人の同意とは、本人の個人情報、行政機関個人情報保護法第 8 条に規定する利用目的以外の目的のために利用・提供することについて承諾する</p>

	Q	A
		旨の当該本人の意思表示をいいます。なお、本人の同意を得る方法には、同意する旨を本人から口頭又は書面で確認する場合のほか、電子的な手続（Web画面上における同意ボタンの押下）による場合などがあります。
5.2 管理段階における対策		
32	アクセスログを取得すると、どんな効果が期待できますか。	個人情報を含む地理空間情報について、いつ、だれが操作したのか管理することができ、不正アクセス等の回避につながります。また、情報システムのセキュリティの面からも信頼性の向上につながることを期待されます。
5.3 提供・流通段階における対策		
33	地理空間情報をインターネットで公開予定です、何か注意することはありますか。公開に当たって行政機関個人情報保護法又は個人情報保護条例に規定する利用目的以外の目的のための利用・提供の制限に係る例外規定に該当するものとして認められた場合はどうでしょうか。	一般にインターネットを通じて公開する場合、不特定多数の者が閲覧できるという特性に十分に留意した対応が必要と考えられます。地図、空中写真等の場合は、個人情報該当性の他にもプライバシーや防犯上の観点に配慮して公開することが必要です。（Q29、Q30 参照）また、利用目的以外の目的のための利用・提供の制限に係る例外規定に該当するものとして個人情報を含む地理空間情報をインターネットで公開する場合、当該例外規定の趣旨に合致した範囲において公開することが必要です。
7.その他		
34	ガイドラインは毎年見直すのでしょうか	個人情報保護の考え方は、社会情勢の変化、技術の進歩等に応じて変わり得るものです。本ガイドラインは、地理空間情報を取り巻く状況等諸環境の変化に対応して、必要に応じ見直しを行います。
35	条件を付けることなく外部への提供が可能となった場合、民間事業者の商業目的での利用を規制することはできないのでしょうか。	判断フローに基づく検討の結果、何らの条件を付加せずに利用・提供が可能と判断された場合には、利用目的を制限することができないことから、商業利用といえども規制することはできないと考えられます。
36	ASP・SaaS（特定及び不特定ユーザが必要とするシステム機能を、ネットワークを通じて提供するサービス、あるいはそうしたサービスを提供するビジネスモデル）を活用して地理空間情報を管理する場合、どのような点について留意する必要がありますか。	ASP・SaaS 提供事業者のセキュリティポリシーやサービス水準に留意する必要があります。
37	政府が保有する地理空間情報のうち、インターネットで公開されている情報には、どのようなものがありますか。	代表的なものに、「基盤地図情報」(http://www.gsi.go.jp/kiban/index.html)「電子国土ポータル」

	Q	A
		(http://portal.cyberjapan.jp/) があります。
38	窓口に来た市民に対して対応する場合、個人情報紙媒体に印刷された資料を見せながら説明を行う場合でも個人情報の第三者提供になるのでしょうか。	個人情報を提供するというのは物理的な提供に限定されていないので、個人情報を見せるだけの場合や口頭での説明を行う場合にも情報の提供となります。